● 時

時

畤

70

阪



П

絵■阪神

淡路大震災

特 阪 神 淡路大震災

阪神・ 淡路大震災による阪神高速道路の交通規制と開通状況について

阪神高速道路公団業務部経済課課長補佐

志野

幸 功

1

日本道路公団保全交通部保全企画課調査役

柳

裕昭

7

神 淡路大震災による高速自動車国道等の被災と復旧について

阪 神 淡路大震災と本州四国連絡道路 本州四国連絡橋公団企画開発部次長 神 弘夫 16

P H S無線基地局の道路占用の取扱 いについて 道路局路政課占用係長 矢島 靖 23

「道の駅」について 道路局国道課道路整備調整室係長 喜一 30

道路局の

組織編成につい

7

道路局道路総務課前予算第二係長

大野

和也

27

島村

本州四国連絡道路における管理概要及び道路情報提供施設につい T (道路管理の実態報

本州四国連絡橋公団業務部管理課・ 阊 維持施設部維持企画課 36

両の通行許可制度について(その4) 道路局道路交通管理課技術係

シリーズ/あの道 この道 特殊車

中 Ш [道を自然と歴史とロマンの道に 埼玉県大宮土木事務所 雨宮 恒夫 58

会津 Ö 道を訪ねて 福島県土木部道路維持課主幹兼課長補佐 菅野 光男

63

また肩書等は原稿執筆時および座談会等実施 いて自由に書く建前をとっております。した 本誌の掲載文は、執筆者が個人の責任にお

表紙について:道路の附属物(並木、街灯、里程表、道路標識)をデザインしました。

# ・淡路大震災による阪神高速道路の 交通規制と開通状況について

志野

幸功

阪神高速道路公団業務部経済課課長補佐

はじめに

現在においても、三号神戸線及び五号湾岸線が全 区の路線において、道路構造物の倒壊、 たままである。 の大きな被害が発生し、被災から数ヶ月経過した 南部地震は、神戸市、 面復旧には至っていなく、通行止めの状態となっ 被害をもたらした。 平成七年一月一七日伙の未明に発生した兵庫県 阪神高速道路でも特に兵庫地 阪神間臨海部などに甚大な 落橋など

度実施の変遷を整理するとともに、復興事業のた 利用者の利便を考慮して導入を図った乗り継ぎ制 階的に実施した開通状況及び、その時点において、 の全線に渡る通行止め、各路線の復旧に伴って段 ここに、地震発生直後に実施した阪神高速道路

> 容をまとめ、紹介するものである。 害対策基本法などによる一般車両の通行規制の内 めに必要な輸送を確保するために実施された、 災

# 行止め及び被害状況 今回の地震による阪神高速道路の通

#### (1) 通行止め状況

る交通規制を実施した。 兵庫地区、大阪地区ともに、 大震度七の超大型地震であったため、発生直後に ることとしている(表1参照)。 に震度等の地震ランクに応じて交通規制を実施す 阪神高速道路においては、 地震が発生した場合 全線を通行止めとす 今回の地震は最

表 1 地震ランクと交通規制措置の対応									
地 震		震 度	北神戸線以外の路線 北神戸線			<b>神戸線</b>			
ランク	加速度	(参考)	本線	オンランプ	本線	オンランプ			
1	25 ~ 80 ガル未満	4 程度	注意表示	注意表示	減速表示	閉鎖			
2	80 ~150 ガル未満	5 程度	减速表示	閉鎖	停車表示	閉鎖			
3	150 ガル以上	以上	停車表示	閉鎖	停車表示	閉鎖			

# (2) 被害状況

特に被害が大きいものは、下記の三路線であった。心に大阪地区の路線も含め広範囲に渡っているが、心に大阪地区の路線を含め広範囲に渡っているが、

① 三号神戸線……道路構造物の倒壊、落橋な

どによる武庫川ランプ以西

## の区間

五号湾岸線……落橋などによる鳴尾浜ラン

2

③ 七号北神戸線……落橋などによる箕谷ランプ以間の区間

# 二 開通状況の変遷

# (1) 開通にあたっての考え方

全復旧を目指すという方針をとることとした。を復旧を目指すという方針をとることとした。これが、被災地への復興物資の輸送や被災者の移動にが、被災地への復興物資の輸送や被災者の移動に業の完了を待つことなく、利用者の通行に支旧作業の完了を待つことなく、利用者の通行に支いない安全性を確保した状態で、随時、通行可能な路線を開通させた上で復旧作業を継続し、完善により阪神都市間の交通施設は、鉄今回の地震により阪神都市間の交通施設は、鉄

とした。間の有効利用と利用者の利便性の確保を図ることたが、可能な限り乗り継ぎ制度を導入し、開通区と同等のサービスを提供することは不可能であっ

# (2) 開通状況の変遷

今回の地震発生約四二時間後の一月一九日午前今回の地震発生約四二時間後の一月一九日午前 が参照)。 今回の地震発生約四二時間後の一月一九日午前

# (3) 乗り継ぎ制度の導入

る(注1参照)。 動・建設両大臣より新たな認可を得たところであ きことから、乗り継制度について一月一九日に運 効利用を図り、利用者サービスの確保に努めるべ 効利用を図り、利用者サービスの確保に努めるべ の関通区間の有

より、 ぎ制度を実施し、 おいて、すべての自動車に乗継券を発行し、 号湾岸線を含む)との間において、 陽丘入口及びなんば出口)と一六号大阪港線 及び一四号松原線 継ぐ路線の最初の入口で乗継券を提出する方法に 原則として、各路線の大阪都心方向の料金所に (注1参照)。 同月二〇日午前〇時から、 その後新たに開通させる路線 (乗継箇所は、 一三号東大阪線 一号環状線のタ 最初の乗り継 乗り 闻

が分断された状態となり、

利用者に対して平常時

阪神高速道路のネットワークとしての機能

そのような趣旨で路線を開通させてゆく

入していった(表2参照)。区間がある度に、可能な限りの乗り継ぎ制度を導

回の通行とみなして、阪神東線の通常料金を徴収する。乗継券を料金所で提出する自動車については、これを一此された区間について他の道路を通行せざるを得ないた、 兵庫県南部地震に伴う道路の損壊等により、通行を禁1 平成七年一月一九日付料金の変更に係る認可事項

(2) 平成七年一月二〇日から実施する。

#### 表2 段階的開通に伴う乗り継ぎ制度実施の経緯

						[#]	開始		廃 止		実施期間	
Nα	路線	出路		路線	入路	H	時刻	Н	時刻	Ħ	時間	
1	13号	森之宮	<b>→</b>	16号	阿波座	1月20日	0時ヨリ	1 月24日	6時マデ	4 B	6時間	
2	16号	西長堀	<b>→</b>	13号	森之宮	1月20日	0時ョリ	1月25日	0時マデ	5 H		
3	1号	なんば	<b>→</b>	16号	阿波座	1月20日	0 時ヨリ	1月24日	6時マデ	4日	6時間	
4	16号	西長場		1号	夕陽丘.	1月20日	0時ョリ	1月25日	0時マデ	5 H		
5	17号	北津守	<b>→</b>	15号	津守	1月20日	22時ヨリ	1月28日	0時マデ	7日	2時間	
6	15号	津守	<b>→</b>	13号	森之宮	1月20日	22時ヨリ	1月25日	0時マデ	4 H	2時間	
7	13号	森之宮	<b>→</b>	15号	津守	1月20日	22時ヨリ	1月25日	0時マデ	4 H	2時間	
8	2号	島屋	-	13号	森之宮	1月21日	0時ョリ	1月25日	0時マデ	4日		
9	2号	岛屋	<b>→</b>	1号	夕陽丘	1月21日	0時ョリ	1月25日	0時マデ	4日		
10	13号	森之宮		16号	波除	1月24日	6時ヨリ	2月1日	13時マデ	8 FI	7時間	
11	1号	なんば	-	16号	波除	1月24日	6時ヨリ	1月25日	0 時マデ		18時間	
12	1号	信濃橋	<b>→</b>	16号	波除	1月25日	0時ョリ	2月1日	13時マデ	7 H	13時間	
13	16号	西長場	-	1号	信濃橋	1月25日	0 時ョリ	1月26日	22時マデ	1日	22時間	
14	2号	島屋	<b>→</b>	1号	信濃橋	1月25日	0 時ヨリ	1月26日	22時マデ	1 H	22時間	
15	13号	森之宮	<b>→</b>	13号	法円坂	1月25日	0時ョリ	2月1日	13時マデ	7 H	13時間	
16	12号	南森町	<b>→</b>	1号	高麗橋	1月26日	6 時ヨリ	2月19日	0 時マデ	23 H	18時間	
17	12号	南森町	<b>→</b>	16号	波除	1月26日	6時ヨリ	2月1日	13時マデ	6 H	7時間	

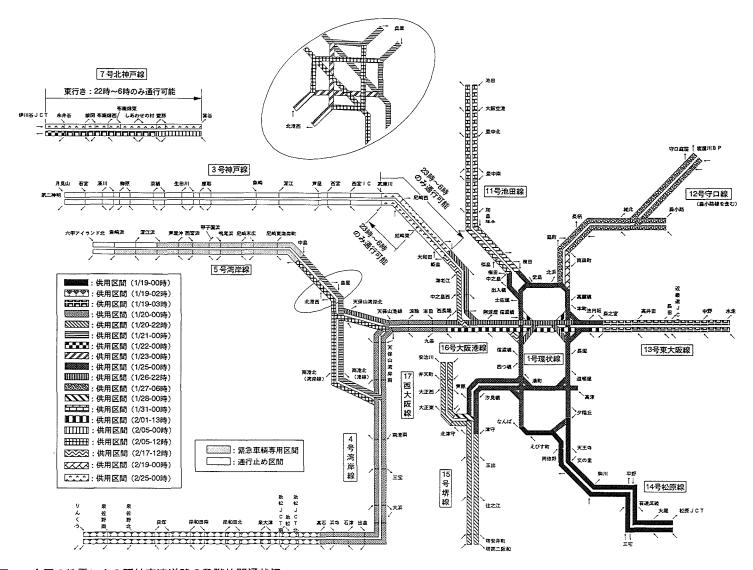


図1 今回の地震による阪神高速道路の段階的開通状況

#### 今回実施された交通規制の種類

·参照)。

200	, , ,,,,,		111	
区	分	根拠法令	規制内容	期間
緊急輸送	ルート	災害対策基本法第76条 (道路交通法第4条 によるものもあり)	緊急輸送車両以外の通行を制限	2月24日 まで
復興物資 輸送	ルート	道路交通法第4条	復興物資輸送車両及びバス以外 の車両の通行を禁止	2月25日から
生活・復 物資輸送			貨物車、バス、タクシー等以外 の車両の通行を禁止	

線道路において一般車両の通行を制限する交通規 発生直後より緊急物資等の円滑な輸送の確保を図 災害対策基本法などに基づき、 阪神間の被災地周辺では、 今回の地震 主要幹 制 く災害時の交通規制については、 (表3参照 (2)

るために、

(1)

交通規制の実施状況

声

市

# 阪神高速道路における交通規制実施内容

それぞれ実施されてきたところである。 五号湾岸線などについては道路交通法に基づき 保するため、一三号東大阪線、 七号北神戸線については災害対策基本法に基づき、 とを勘案し、 日から路線の復旧状況と他の幹線道路の走行状態 阪神高速道路における災害対策基本法等に基づ 東方面から神戸市方面への輸送ルートを確 緊急物資の輸送を優先させるため、 一六号大阪港線 今回の地震発生

資の輸送にも配慮したルートが指定されることに 災地への復興物資の輸送を主眼として生活関連 興関連物資輸送ルート」がそれぞれ設定され、 物資輸送ルート」及び七号北神戸線に「生活・ 月二四日をもって災害対策基本法及び道路交通法 より、 は道路交通法に基づき新たに五号湾岸線に「復興 による交通規制が一旦解除され、二月二五日 その後、 円滑な交通流動の確保が図られている 被災地の復興事業の本格化に伴い、二 いから

復

表 4 阪神高速道路において実施された主な交通規制

区分	対象路線区間	期間
緊急輸送ルート	7号北神戸線伊川谷 JCT ~ 7号北神戸線藍那(東行)	1/22 0:00~ 1/26 0:00
(災害対策基本法によるもの)	7号北神戸線伊川谷 JCT ~ 7号北神戸線箕谷 (東行)	1/26 0:00~ 2/25 0:00
復興物資輸送ルート	5 号湾岸線中島 ~ 5 号湾岸線魚崎浜 (鳴尾浜~芦屋浜区間は、兵庫県道湾岸側道を利用)	2/25 0:00~
生活・復興関連物資輸送ルート	7号北神戸線伊川谷 JCT ~ 7号北神戸線箕谷 (東行)	2/25 0:00~

市民生活にも配慮した交通規制が実施されている 地の復興事業の本格化に伴う復興物質の輸送及び :が実施されてきたが、二月二五日 からは、 被災

# 五 除措置 阪神高速道路における通行料金の免

# (1)北神戸線の無料通行措置

参照)。 置がとら 行が可能であった七号北神戸線が位置付けられ、 通を確保するため、 路が通行止め状態となり、 戸市中心部から西側の地域については主な幹線道 自動車に対して無料通行ができることとなる措 月一九日午前三時から七号北神戸線を通行する 今回の地震により神戸市内の道路が損壊し、 利用の促進が図られてきた(注2 それらの代替道路として、 当該地域での東西の交 通 神

り有料通行となる現状に戻されたところである。 能な状態にまで復旧したことに鑑み、三月一日よ その後、 車両)に基づき、今回新たに運輸大臣及び建設大臣によ り定められた。(平成七年一月一八日付けによる) 道路整備特別措置法施行令第六条(料金を徴収しない 当該地域の幹線道路もある程度通行

#### 物資の輸送に使用される自動車について無料通行 措置をとってきたが、その後の適用期間の二ヶ月 収しないこととされており、 路整備特別措置法施行令第六条に基づき料金を徴 九日から一ヶ月間を目途として緊急 阪神高速道路にお

ては、

月一

(2)

災害救援のため使用する自動車については、

道

緊急物資輸送車両に対する通行料金の免除措置

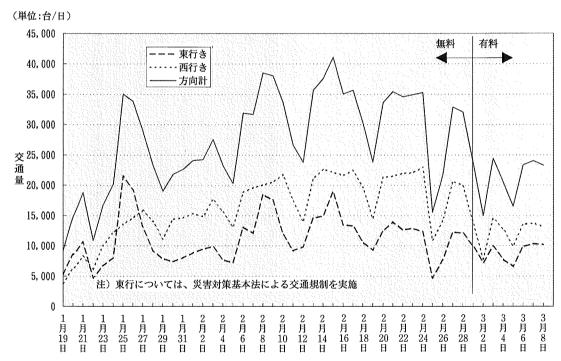


図 2 神戸線利用交通量の推移

車両証明書」を提出させることにより、無料通行 ため、地方公共団体が発行する「災害派遣等従事 間の延長に伴い、円滑かつ厳正な運用を確保する を認めているところである。

#### 表 5 緊急物資輸送車両の通行状況

表 5 繁息物 3	貨輌医単両の通行	状况	単位:台
車 種	1月(17日~31日)	2月合計	計
緊急車両通行台数 (構成比)	233,446 (6.3%)	876,484 (5.6%)	1,109,930 (5,8%)
総通行台数	3,717,337	15,576,738	19,294,075



のである。 早期の全面復旧に向けて、全力を傾注していくも 通を目指しており、さらに、今後は三号神戸線の 保のために、五号湾岸線の応急復旧後の早急な開 阪神高速道路においても阪神間の更なる動線の確 現在、被災地の復興も急ピッチで進んでおり、



# 特集/阪神・淡路大震災

# 阪神・淡路大震災による 高速自動車国道等の被災と復旧について

日本道路公団保全交通部保全企画課調査役 柳 裕昭

あった。
一月一七日に発生した阪神・淡路大震災は、住一月一七日に発生した阪神・淡路大震災は、住口月一七日に発生したの神・淡路大震災は、住口月一七日に発生した阪神・淡路大震災は、住口月一七日に発生した阪神・淡路大震災は、住

JH日本道路公団(以下「JH」)の管理するサ、交通の確保を図っているところである。在、名神高速道路、中国自動車道、第二神明道路をはじめとして大きな被害を受けた。現地では、発災後直ちに非常対策本部を設置し、全社的は、発災後直ちに非常対策本部を設置し、全社的は、発災後直ちに非常対策本部を設置し、全社的は、発災後直ちに非常対策本部を設置し、第二神明道路をはいるところである。

# 一 JHの被災概況

上箇所が被災した。 「世間ので田~松原間二七・八㎞において、約六を含む七道七区間計三四七・八㎞において、約六を含む七道七区間計三四七・八㎞において、約六を含む七道七区間計三四七・八㎞において、約六を含む七道七区間計三四七・八㎞において、約六を含む七道七区間計三四七・八㎞において、約六を含む七道と関計三四七・八㎞において、約六十分を含むとは、高速自動車国道

災した。高砂西間三・二㎞の二道において約四二箇所が被高砂西間三・二㎞の二道において約四二箇所が被山〜明石西間二四・三㎞、姫路バイパスの高砂北〜また、一般有料道路では、第二神明道路の月見

高速自動車国道の橋梁・高架部は、一般に上下線高架部に大きな被害を受けたことである。また、高四の地震による被害の特徴としては、橋梁・

被害を受けた。高速道路、中国自動車道とも上り線の方が大きなの離構造となっており、今回の地震により、名神

# (1) 高速自動車国道

高速自動車国道の主な被害としては、落橋したものが一橋、橋脚の損傷やジョイント等の変状を生じたのもが二七橋、豊中インターチェンジ料金生じたのもが二七橋、豊中インターチェンジ料金所のゲート上屋の落下が一箇所である。また、橋脚本体や支承、ジョイント等に比較的軽微な損傷が変状を生じたものが二二橋である(図1・表1)。これらのうち、損傷の程度が著しく、新設が必要な橋梁は全部で六橋であり、名神高速道路の尼要な橋梁は全部で六橋であり、名神高速道路の尼要な橋梁は全部で六橋であり、名神高速道路の尼要な橋梁は全部で六橋であり、名神高速道路の尼様である(図2・写傷を受け橋げたが落下したものである(図2・写傷を受け橋げたが落下したものである(図2・写傷を受け橋げたが落下したものである(図2・写傷を受け橋げたが落下したものである(図2・写傷を受け橋げたが落下したものである(図2・写像を受け橋げたが落下したものである(図2・写像を受け橋がたが落下したものであるの変状を

西宮間の大西高架橋、水堂高架橋及び守部高架橋高速道路では、吹田~豊中間の蔵人高架橋や尼崎~また、橋脚に大幅な損壊を受けた橋梁は、名神

西宮北間の宝塚高架橋の橋脚が大きな被害を受けの合わせて四橋である。中国自動車道では、宝塚~

た

(図3・写真2)。

全体図 米原 JCT 舞鶴西 舞鶴道 拡大図 中国道 福崎 名神 吹田 ど近畿道 明石西 第二神明道路 // 大理 松原 西名阪 姫路 BP , 阪和道 拡大図 宝塚 宝塚高架橋 601gal 中国自動車道 宝塚ÌC 千 里 312gal 大阪ガス 西 宮 792gal 中国池田 IC 瓦木西高架橋 (171) 中国豊中 IC 吹田 尼崎 IC JCT 西宮IC 茨木 豊中 IC /名神高速 吹田 IC 守部高架橋 水堂高架橋 蔵人高架橋 摂津北 IC 尼崎 JR 尼崎駅 新大阪 北-南 300gal 東-西 273gal 上-下 307gal 475gal 近畿自動車道 243gal

(地震記録は1月24日付毎日新聞朝刊による)

#### 図1 被災箇所位置図

#### 表 1 高速道路の橋梁被災概況

(単位:橋)

<b>农!</b>							
	名 神	中国道	その他 道 路	計	損 傷 状 況		
大きな損傷	16(5)	9(1)	3	28(6)	橋脚の損傷、落橋防止装置の破損、 ジョイント部の段差・開き・ずれ等		
比較的軽微 な損傷	9	4	9	22	橋脚、支承、ジョイント等に比較的 軽微な損傷や変状を生じたもの		
合 計	25 (5)	13(1)	12	50 (6)			

注:()は大きな損傷を受け、橋脚等の新設が必要となった橋梁数で、内書きである。

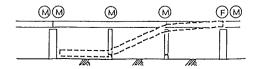
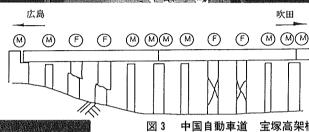


図2 名神高速道路 瓦木西高架橋(上り)

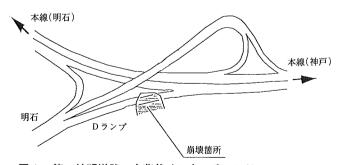


写真 1 名神高速道路 瓦木西高架橋(上り)





中国自動車道 宝塚高架橋



第二神明道路 大蔵谷インターチェンジ

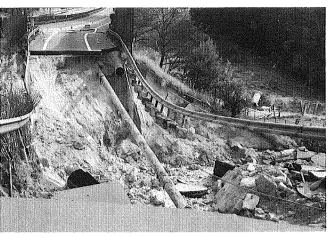
# 般有料道路の主な被害としては、

(2)

一般有料道路の被災概況

生した (図4・写真3)。 神明道路の大蔵谷インターチェンジの一箇所で発 やジョイント等の変状、 また、 盛土の崩壊が第二 橋脚の損傷

#### 一セット、 2に示す。 機材として、 の機関から応援要員として延べ約二、二〇〇人 (三月一五日現在) の職員を派遣した。また、資 現地の災害応急復旧の支援として、JHの全国 地震発生後のJHの災害対策の体制について表 ヘリコプター一機、 主なもので衛星通信の車載型地球局



大蔵谷インターチェンジ 二神明道路

たった。 散水車一○台の支援も行った。 国から応援し、 情報提供車両三台、仮設トイレ六〇セット等を全 また、 JHの組織を挙げて応急復旧にあ 神戸市の水道局と消防局に対し、

#### 災害対策の体制

災害対策の体制

25 2	<b>Д</b>	- VJ M ∧ V L4. (b)	
月	H	内	容
1月17日	(火)	地震発生 ・大阪管理局「緊急体制」を発 令 ・大阪管理局「非常対策本部」 を設置	・本社「緊急体制」を発令 ・本社「非常体制」を発令し 「非常災害対策本部」を設置
1月19日	(木)	大阪管理局に現地「本復旧工事対	吋策本部」を設置
2月8日	(水)	本復旧に向けて現地に定置の組織	哉を整備

## **応急復旧**

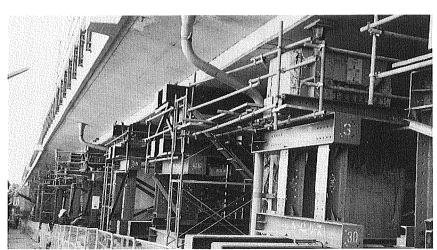
行止め実施。②直ちに道路の点検を行い、 た高速自動車国道一四道と一般有料道路九道の通 地震発生後、 ①地震の加速度が八○ガルを超え 損傷を

カー・連絡車三一台、

雪氷関係車両九台、

L E D

道路パトロール



宝塚高架橋の応急復旧状況

路を除き、安全性を確認し順次通行止め解除。 受けている道路や緊急輸送路として指定された道 急車両の通行の確保。④一日も早く被災前の交通 機能に回復するために、 被災箇所の緊急・応急的な補修を施し、 応急復旧工事を進めた 緊 3

(写真4)。

10 道行セ 95.4

除く、 もに、 ぇ 通安全施設の設 いては、一 の発生を防止す 限 田 その結果、 走行の安全性の 5 ,西宮間、 近畿自動 量 余震が発生して 月二三日までに順次開通させていった。 制 車 配と中国・ 限 両 大きな損傷を受け 置 Ŕ  $\sim$ 車 く万全の安全対策を講じるとと 車 0) 道 観測 交通 蕳 確保を第 百動 他 距 四道の高速自 機器 軍道 離制限等の 開 い 放 ることから、 にあたっては、 一に考え取り 0) よる監 吹 た名神 田 交通 動車 1 視体制 西宮北間 高 二次災害 華国道に 規 速 組 制 道路 れんだ を整 P 速 交 度 を 0

自動車道及び第二 を図5 震発生から現在 7に示す。 神 崩 までの、 道 路  $\mathcal{O}$ 通 名 行規制状況 神 高 速 道路、 Ø 推 移 玉

ところであ

の上り線一 止めを行 指定車 の尼崎 七 てい 須磨間 ス 通 資関連輸送路とし 三三三版加 って Z 両 行は 終 0 30 Ŏ を除 タク H 5 km いる と第一 時間帯以 E 禁止されて 西宮間下り また、 シ h 復興物資 道 Ì とな 線 路 神 は は 月 般 自 崩 0:00 2:50 Ł 1/26 23:20 ŋ 1/25 0:00 1/20 1:00 線 1/19 2:00 22:50 1/17 5:50 尼 豐 京都南 京都 インターチェンシろ 畄 中 宮 崎 田 菄 5:50 1/17 23:45 2:00 0:00 下 1/19

は 車

般 の

車両 通

の

通

行

が

口

能となっ

両

行が 125

禁止されて

Ü

3

が

cc

超

及び

除外

1/23 1/25 23:20

1/31

2/25

2/1 0:00 2/17 12:00

2:50 0:00

0:00

0:00

ŋ 1/26

線

六時

一時まで生活・

復興物

. 3.

第

一神明

道路

0)

明

石

西 両

5 の Ó

路

に指定さ

ň

般車

指定されてお

5

貨物車、

バ

線は復 てい

旧

は完了して

Ļ٦

こるもの

る。

な 石

お 西

名 須

神

高

速道

路

Ö

崩 速

1

(磨間

名神

高 月

道路の

尼崎

(

·西宮間

Ŧi.

1日現在、

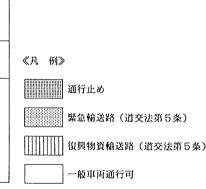
通

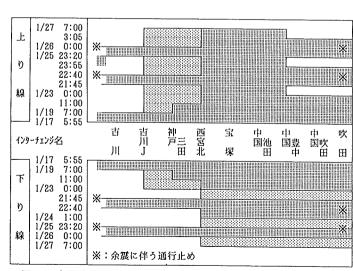
行

<u>\*</u>

※: 余震に伴う通行止め

名神高速道路の通行規制状況の推移





中国自動車道の通行規制状況の推移 図 6

#### 《凡 例》 通行止め 緊急輸送路(道交法第5条) 一般耳両通行可

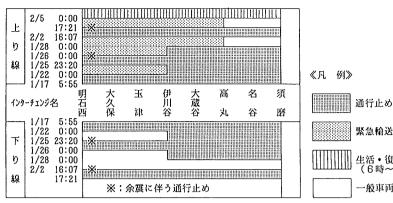


図 7 第二神明道路の通行規制状況の推移

対

面

一車線交通

(片側

車

線

なが

6

吹

田

5

西

<u></u>

車間

距

離

制限

Ö

m

の

規制

を

実施

緊急輸送路(災対基法第76条)

す

中

国

自動車道

の吹田

5

西宮北間

かず

**沒損傷** 

、るなど大きな被害を受け

たが

我 は

が

玉 橋

0 脚

東西間

広域交通を担う重要幹線であるため、

流

の確保が最重点対策とされた。

中

·国自動

車 東

道 西

その

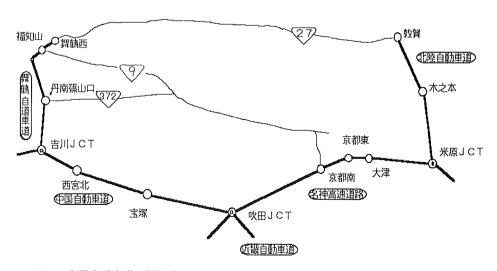
生活·復興物資関連輸送路(道交法第5条) (6時~22時)

- 般事両通行可

看板、 案内 チ 0) 中国豊中間の ことを利用さ 乜 舞鶴自動車道 0 えによる緊急復旧 利用を確保した。 ġ 絡する迂回 交通確保の推 エンジ付近では速度制限 発災も六日後の一 発災後の一月 一号を経由 線 の情報を、 の吹田 チラシ等によって提供した 、その四日後の , n 路 Ĺ から国道二七号、 般車両の交通確保を図るとともに、 移を図8 西宮北間については、 広域情報板、 3 利用を推奨することとした。 一七日から二月一 工事 お客様に 名神高速道路や北陸自動車 月 0 三日には、 月 進捗により、 (次ペ 知 一七日に、  $\overline{\circ}$ 6 1 イウェイラジ 国道九号、 せるため、 km 一日までの間 ٣ 上り線の (図 9)。 嵵 宝塚 に示す。 緊急輸送車 橋 重 イン 桁の仮支 吹田 迂回 国道二 量 タ そ 一道に 制 オ は 限 1

## 中国自動 車道の交通の 確

線 見 Ļ٦ 通 る Ó 兀 通 5 行 須 磨 正め 間 12 伴う措置により通行止めとなっ  $\bigcirc$ km は 阪 神高速道路 뭉 神



中国自動車道の迂回路 図 9

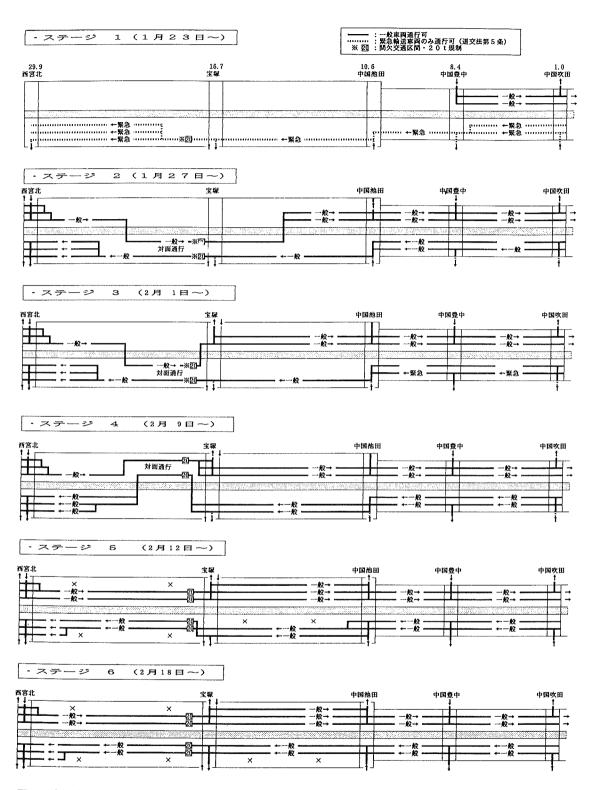


図 8 中国自動車道の交通確保の推移

路、 送車両 なり、 に増加 1 九万七千 の迂回は解消 車道と迂回路 の平均大型車交通量は約二九、 ž 路 車道の交通量が約 要交通の全てを賄うことができず、 宮北間 三〇〇台/日) 月一二日に対面 か  $\bigcirc$ 、日の交通量が と舞 その れるに が 0) Ut km していることが想定される 一月の宝塚 迂回 :分担しあ 阪 0 引き続きお客様への情報提供を充実させる 迂回交通量が 舞鶴 自 シ渋滞 の 後も継続して応急復旧 神 確 上下線 台 保を図 高 増 T |路案内情報に 流を担う大型車に着目する 至っ 速道 による Ļ 動 が発生し、 30 日 車道 の交通 ( Ļ の所要時間情報の提供に努めた。 Ü か た。 な 路 あ 西宮北間 ö Ļ かり、 一車線 約一 経 これ 現在では昨年と同程度以上の約 お 昨年とほぼ同 車両が通行している。 伞 万三千台 の を確保した。 由 Ō 東 ·成六年二月宝塚~ これにより の交通 0 は、 万六千台/日 昨年に比べ 大型車については約五万台 から分離四車線 加 迂回と二分さ 西間の交通 お客様には多大な迷惑を ほ の交通量の平均約八四 ż 災害復興に伴う物 か、 が 渋滞情報や中国自 月 工事を鋭意進め、 図 10 中国 従前 五〇〇台 一程度の交通が 約 ح ぼ 舞鶴自動車道 百動 舞鶴自 0) ٤ ٤ n の時点で 第 0 ての • (片側) <u>-</u>つ 五倍以上 西宮北間 車 / 中 国 km (平成六 神 道 利 動 国 自 か <u>ز</u>ادا に迂 確保 崩 資 の 車 自 崩 動 は 重 ŧ べ 道 動 道 動 車 お 需

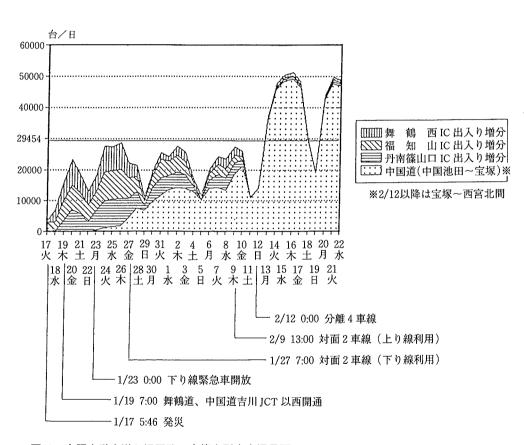


図10 中国自動車道と迂回路の合算大型車交通量図

# 五 通行料金関係措置

# ⑴ 災害救助車両に対する交通料金の免除

する措置を実施した。明書を所持する場合、有料道路の通行料金を免除搬する車両については、各都道府県が発行する証拠害救済のために被災住民に緊急救援物資を運

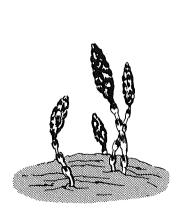
# ② 通行止めに伴う料金調整

金の減額措置を実施した。理・北陸自動車道に迂回する車両に対し、通行料道三七二号を経由し、舞鶴自動車道と名神高速道間の通行止めにより、国道九号、国道二七号、国帯の通行止めにより、国道九号、国道二七号、国

# ハーおわりに

中国自動車道の宝崎~西宮間の四車線確保を進めて 中国自動車道の宝塚~西宮北間の六車線確保と進 中国自動車道の宝塚~西宮北間の六車線確保と名 中国自動車道の宝塚~西宮北間の六車線確保と名 や後の復旧見通しとしては、八月頃を目途に、 大きの復田見通しとしては、八月頃を目途に、 一大きででであることができ、方針を決定する際に役立った。 大きの復田見通しとしては、八月頃を目途に、 一大きででである。 大針を決定する際に役立った。 一大きででである。 一大きででである。 一大きにより、被害状況をいち早く把 はまることができ、方針を決定する際に役立った。 一大きででである。 一大きにより、迅速な対応を図る上

総力を挙げて取り組んでいく所存である。いく。また、被災箇所の全面復旧にむけ、JHの



# 、淡路大震災と本州四国連絡道路

本州四国連絡橋公団企画開発部次長 神 弘夫

震災と呼ばれる大きな災害をもたらした。 発生し、兵庫県及び大阪府の一部に阪神・淡路大 とするマグニチュード七・二の兵庫県南部地震が 平成七年一月一七日未明、 (明石海峡) を震源

のおだやかな地域と一般に考えられていただけに 属している日本列島においては、 大きな衝撃をうけた。 瀬戸内海及びその周辺地域は環太平洋地震帯に 比較的地震活動

配をおかけした。 しかも震源に近いため多くの関係者に大変なご心 る大規模な長大吊橋が供用あるいは建設中であり、 本州四国連絡橋の三ルートには我が国を代表す

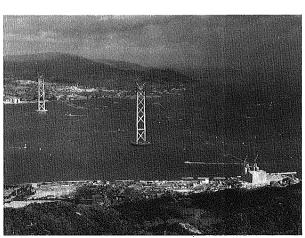
くの方々にご心配をおかけしたが、幸いにも地盤 震源が極めて近い地点に建設中であったため、 とくに世界一の最大吊橋である明石海峡大橋は

> ものである。 傷なしでこの地震に耐えることができた 変動にともなう基礎位置のずれはあったものの損 ・地震時の状況、 ここでは明石海峡大橋を中心に本州四国連絡橋 耐震設計の概要などを紹介する

# 明石海峡大橋の概要

ジング作業を実施しているところであった。 を直径一一二㎝の円いケーブルに仕上げるスクイ 架設完了後の東西それぞれ二九○本のストランド 完成を予定し鋭意工事が進められている。 間長一、九九〇mの長大吊橋は、平成九年度内の 名郡淡路町松帆を結ぶ全長三、九一〇m、中央支 明石海峡約四㎞を越え兵庫県神戸市垂水区と津 地震発生時は基礎及び主塔はすでに出来上がり





# 明石海峡の地質 地盤構造

石海峡の海底地形 三四年の国鉄 建設省の 地 質構造につ 調 查開始以 ては昭 來深浅 和

松帆側

淡路町

 $\pm 0$ 

-50

-100

-150

-200

250

:断層

細な調査が実施され、

架橋

iv

1

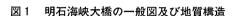
絡橋公団によってその後も海底ボ

j

ングなど詳

960 m

花崗岩



| 神積層及び上部洪積層

明石層

960 m

舞子側

 $\pm 0$ 

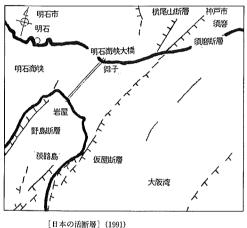
-50

-100

-150

-200

-250



「海上保安庁海底調査(中間報告) (1/24)」より

(凡例)

↓↓↓↓ 活断層であることが確実なもの 

活断層の疑いのあるもの 海上保安庁が調査したもの

明石海峡大橋周辺の断層 図 2

測 ボ もとに昭和四二年土木学会の技術調査報告書がと リリ 量 .調査による地質構造調査などの成果を

造がしだいに明らかになっ を基盤とし、 面図及び地質構造を図1に示す。 これによると架橋地点の地質構造は六甲 これを不整合におおう第三 た。 明 トにそっ 石海峡大橋の側 紀中 た地質構 - 花崗岩 新世

ではないことを示してい

. گ

及び沖積層よりなっ の神戸層群 鮮新 ている。 ・洪積世の明 石層

石海峡大橋の基礎は1 Ā 3 P が 砂岩と泥岩 上部洪積層

神戸層

明

による海底地形の調査、 スパ 1 カ ー方式及び、 している。 0) 互層 からなる神戸

きとめられた。 これらの結果及び調査を引き継 Ļ١ だ本 州四 囯 連

び上部洪積層、 は、 される断層があるが、 していないことを意味しており、 地層における断層であり、 未固結の砂礫層、 また、 これらの断層が少なくとも二〇〇万年は活動 架橋地点周 明石層には見られない。 また4Aが花崗岩層を支持層と 層 辺 いずれも神戸層よりも深 12 2 P は、 それより浅い沖積層及 が明石層といわれ いわゆる活断層 このこと F 10 で 示 3

配慮している。 たっては、 明 石海峡大橋の橋梁計画、 明石海峡に存在する断層を避けるよう 基礎位置の選定に あ

赵

な

今回の地震後の海底断層の状況につ ķ

τ

は、 が図2である 結果発見された海底断層を (東京大学出版会) 海上保安庁水路部が調査を行っており、 記載の図面に重ね合わせたの 「新編日本の活断層」 その

は海底断層の新たな発生は確認されていない。 これによれば、 明石海峡大橋架橋地点において

# 明石海峡大橋の耐震設計

去の地震記録、 を超える長大橋吊橋等については、 そのため本州四国連絡橋の海峡部の支間二〇〇 編は支間二〇〇m以下の橋梁を対象としている。 するために通常適用される道路橋示方書耐震設計 自の耐震検討を行っている。 道路橋を設計するさい、 地形・地質の特徴に応じて各橋独 地震時の安全性を確保 架橋地点の過

調査研究小委員会における検討成果等を踏まえ耐 明石海峡大橋については、 土木学会に設置した

震性の確保を図っている。

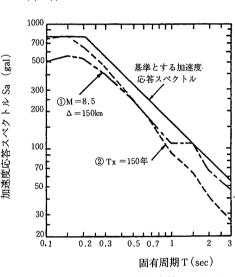
その要点は以下のとおりである。

# 1 設計で考慮する地震

以下のとおりである。 1 紀伊半島沖及び土佐沖において発生が予想

明石海峡大橋を設計するうえで考慮する地震は、

される最大のマグニチュード八・五程度の地



固結な砂礫層を支持地盤とする。

2 1

架橋地点においては花崗岩層が極めて深

部構造の構造寸法が大きい。

ため、

その上部に厚く分布する新第三紀中新

(神戸層) や鮮新世から洪積世の未

世の軟岩

明石海峡大橋の加速度応答スペクトル

加速度応答スペクトル Sa

地震動スペクト

ルを剛体二自由度系モデルを用 上記の解析によって求めた有効

基礎の応答は、

て求める。

さらに、

基礎の耐震安定性をより詳細に照査す

2 で架橋地点から半径三○○㎞以内の範囲で発 ①を除くマグニチュード六・○以上の地震

H

適確に評価しうるFEMモデル等を用

いて

る必要がある場合には周辺地盤の状況をできるだ

また、

近距離地震にも配慮するため、

生した地震

表した加速度応答スペクトルを図るに示す。 発生するであろう最大水平応答加速度をグラフに ŧ Ŏ 答加速度を重力加速度九八○㎝/ஜ♂除した この①、 が耐震設計で一般に震度とよばれている。 ②の地震により構造物の固有周期毎に この

### 2 耐震設計の特色

特色がある。 明 |石海峡大橋は従来の橋梁に比べて次のような

#### 図 3

このため、

デル化し、

と地盤の動的相互作用を考慮した解析手法によっ

さらに地震時の地盤の非線形性や基礎

各基礎位置での地盤条件を忠実に

ている。

#### 四 地震の影響

歴応答解析により安定照査を行った。

# 1 供用中の本州四国連絡道路への影響

で一三六ガルの最大加速度を感知した。 五二㎞離れた大鳴門橋1A付近に設置した地震計 月一七日の地震発生時には、 明石海峡から約

置をとり構造物に異常が発生しているかどうかを 管理する第一 そのため、 供用中の大鳴門橋関連道路四 建設局では、 ただちに通行禁止の Ŧ. km を

車両が被災地へ急行するルートを確保した。残り の鳴門北~鳴門ICが八㎞区間については午前 前八時半に通行禁止を解除し、 の宮ICから鳴門ICの三七㎞区間については午 等に軽微な損害はみられたが自動車の走行に支障 のない範囲であったため、大鳴門橋を含む津名一 また、その他の区間で鋪装の一部及び橋梁の支承 一時に通行禁止を解除した。 その結果、大鳴門橋には異常は見られなかった。 四国側からの緊急

制しつつ構造物の点検を行ったが全く異常は見ら 近のG・L―六mに設置した地震計で最大六七ガ れなかった。四国側陸上部の番の州高架橋10P付 いても、 ルの加速度を記録した。 明石海峡から約一一三㎞離れた瀬戸中央道にお 地震発生後直ちに最高速度を五○㎞に規

四・一%であった。 門橋では地震発生の一月一七日から一月末までの 橋3P地点では一三ガルの加速度を記録したが、 日平均交通量は六、三三五台で対前年同期比で八 中央自動車道の有料車交通量を表1に示す。 瀬戸大橋同様構造物の異常は全く見られなかった。 なお、この地震前後の大鳴門橋関連区間と瀬戸 震央から最も離れた尾道・今治ルートの因島大

較すると、第3・四半期の交通量が八、六六五台 直前の一月一日から一六日までの日平均交通量 七四八台・対前年同期比一〇〇・九%と比

> 考え合わせると約一六%の交通量減少は地震によ 対前年同期比一〇二・四%で増加傾向にあるのと

通量を比較すると下記のとおりとなる。 1

六・五%とわずかではあるが増加の傾向が見られる。 瀬戸中央自動車道における地震前後の日平均交 なお、二月の日平均交通量は対前年同期比で八 る間接的な影響と考えられる。

2 一月一七日~一月三一日 一一、一一四台 (対前年比一一〇・四%

二月一日~二月二八日 一二、一〇三台

3

自動車道等が通行止めとなったための迂回交通な 地震直後の伸びが比較的大きいが、これは中国 |対前年比一〇五・一%|

一月一日~一月一六日 一七、五九一台 どによるものと考えられる。

<b>코</b>	長1 地震	<b></b>	(単位:台/日)		
		第3・四半期	1/1~1/16	1/17~1/31	2/1~2/28
大鳴	普通車	5, 8 0 9 (100.1%)	7, 967 (100.6%)	4, 0 1 3 (80.6%)	4, 5 6 6 (83.9%)
門関連道路	大型車	1, 5 7 6 (110.0%)	1, 123 (107.1%)	1, 3 0 6 (87.1%)	1, 3 2 5 (90.0%)
道路	特大車	2 2 1 (117.7%)	1 6 2 (113.8%)	1 1 8 (79.9%)	1 3 5 (83.5%)
	軽自動車	1, 059 (101.5%)	1, 4 9 6 (97.3%)	8 9 8 (99.3%)	1, 0 4 3 (104.7%)
	計	8, 665 (102.4%)	10,748	6, 3 3 5 (84.1%)	7, 0 6 9 (87.6%)
神戸	普通車	8, 971 (110.5%)	1 4, 1 5 7 (103.0%)	7, 1 0 5 (104.4%)	8, 2 0 6 (101.6%)
中央自動車道	大型車	2, 901 (115.9%)	1, 992 (109.1%)	3, 1 7 9 (127.0%)	2, 988 (118.5%)
動車道	特大車	3 5 5 (104.5%)	2 0 2 (110.8%)	2 2 6 (111.9%)	2 3 6 (85.7%)
	軽自動車	7 5 1 (104.5%)	1, 2 4 0 (97.1%)	6 0 4 (109.1%)	6 7 3 (103.7%)
	計	12, 978 (111.1%)	17, 591 (103.3%)	11, 114 (110.4%)	

表 2 災害派遣等従事車両台数

P			( 1	单位:台)
	1/17~31	日平均	2/1~28	日平均
大鳴門橋関連道路	3,232	216	5,711	204
瀬戸中央自動車道	2,940	196	4,692	167
西瀬戸自動車道	38	2	51	2

道行セ 95.4 19

# 2 建設中の明石海峡大橋への影響

ない。 とからも推定される。 側の地盤堅固な山麓部では被害が比較的小さいこ 須磨区にいたる海岸部で震害が激しいのに対し北 のことは地盤が比較的柔らかい西宮市から神戸市 振り切れており残念ながら正確な記録はとれてい 峡と発表されている。 の垂水観測塔地下には地震計を設置していたが、 般的には地盤が柔らかいほど揺れが大きく、 今回の地震はM=七・二で、かつ震央は明石海 地震による振動は地盤条件によって異なり、 架橋地点近傍の垂水区平磯

<u>ر</u> ک ものと考えられる。 海岸部におけるほど激烈な地震力は受けなかった 明石海峡大橋においては支持地盤が堅固である 近隣の被害が小さかった事などから前述の

をうけたと考えられる。 れており、 ことが国土地理院等が実施した測量により確認さ 盤変位にともない、基礎が相対的に変位している 地盤が変位する過程では相当な地震力 周辺の活断層が移動したことによる地

#### (1) 地震直後の点検

軽微な損害は見られたが、 ジ周辺の埋め立て護岸が沈下するなど仮設物等に など吊橋構造物本体には何らの損傷も見られなかっ 地震直後の点検によると、 水中カメラや音波探査による海底調査 基礎・主塔・ケーブル 神戸側のアンカレィ

> n められなかった。 なかったし、周辺海底地盤にも大きな変状は認

では基礎本体が支持地盤上を滑動した形跡は見ら

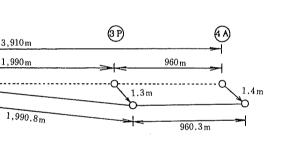


図 4 地震後の基礎位置

960.0m

960 m

#### (2) 構造物測量結果

示す。 ドポジショニングシステム) よる地震後の基礎の平面的な変位の状況を図4に 公団で実施した人工衛星によるGPS(グラン 測量と光波側距儀に

のであることが裏付けられている。 れらの変位はその後国土地理院によって実施され 査の結果により地震による地盤の変位に伴っ た広範囲な測量の成果や当公団が実施した海底調 4Aで各々△○・二m、+○・二mであった。 また基礎の鉛直変位は1Aを原点として、3P、

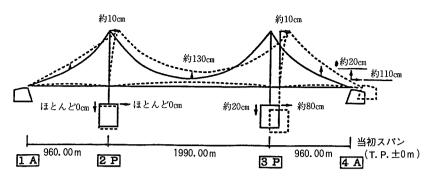
# 五 明石海峡大橋完成後の影響

# 吊橋の各部分に発生する変位

ものとなる。 今回の地震による基礎の水平及び鉛直変位の結 明石海峡大橋の新しい完成形状は図5に示す

ケーブルが中央支間、側支間でそれぞれ一・三m 八m伸び、主塔が約〇・一m程度淡路側へたわみ、 これによると、全体としては中央支間長が○・

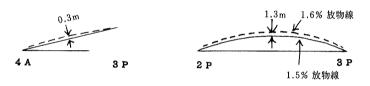
現れるが、その増加分は当初設計の一%未満であ た場合の主な影響は以下の通りとなる。 〇・三m程引き上げられる形状となる。 これらの影響はケーブル張力及び塔基部応力に いずれも許容値以内であり問題とはならない。 当初の設計のまま補剛桁等の製作を進め



平面図



地震による変位量 図 5



縦断線形

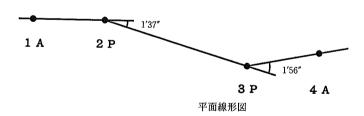


図 6 線形の変化

4 3 2 1 路面の縦断線形が上がる。 路面の平面線形が折れる。 補剛桁に軸力が付加される。 補剛桁の長さが足りなくなる。

#### 2 線形の変化

ハンガーロープを当初設計の長さで架設した場

これらの影響についての検討結果を以下に述べる。

線へと変わり、また3P・4P間では中央部で路 P間で当初の一・五%放物線が一・六%放物線曲 すなわち、 ケーブル形状の変化によって2P・

縦断線形の変化は図6に示すとおりとなる。

ものではない。場合も道路構造令に照らしても走行上問題になる面が○・三m程度上がることになるが、いずれの

2P・3P間及び3P・4P間で四・八m、二・ちなみに活荷重による設計上の最大タワミは、

四mとなっている。

する値ではない。(0。 1、56″)となるが、これも走行性に影響(0。 1、56″)となるが、これも走行性に影響また、平面の角折れが主塔の位置で○・○六%

の変位に相当する値である。なお、この角折れ量は風速六m/S時の補剛桁

# 補剛桁長さの修正

3

製作の桁の寸法を長くすることで対応する予定で列、○・三mである。これらについては、現在未入、○・三mである。これらについては、現在未

# 4 補剛桁への軸力の付加

も応力的に厳しい場合でも許容値は満足されていとにより、補剛桁には軸力が付加される。もっと合、縦断線形が中央支間中央で一・三m上がるこハンガーロープを当初設計の長さで架設した場

る。

# 六 おわりに

取りまとめた。 絡橋への今回の兵庫県南部地震発生による影響を絡橋への今回の兵庫県南部地震発生による影響を

地震直後には、現地の公団職員は構造物の点検・地震直後には、現地の公団職員は構造物の点検・遺は他事業者の被害を受けた橋梁等の被害調査、遺は他事業者の被害を受けた橋梁等の被害調査、遺に力針の策定等にエキスパートチームとして派遣されていたことなどもあったが、三月中旬現在ではこれらの業務も一段落し殆んどの職員は本来ではこれらの業務も一段落し殆んどの職員は本来ではこれらの業務も一段落し始んどの職員は本来ではこれらの業務も一段落し始んどの職員は本来ではこれらの業務も一段落し始んどの職員は構造物の点検・ されていたことなどもあったが、三月中旬現在ではこれらの業務も一段落し殆んどの職員は本来ではこれらの業務も一段落し始んどの職員は構造物の点検・

しているところである。の計画通り平成九年度の明石海峡大橋完成を目指の計画通り平成九年度の明石海峡大橋完成を目指ンガーロープ架設工事を始める予定であり、当初五月にはケーブルバンド取り付けも完了し、ハ

ければこれに過ぎる喜びはない。 発展に貢献し、県民・市民の皆様に喜んでいただ石海峡大橋が完成し、地域社会・経済のさらなる

# PHS無線基地局の道路占用の取扱いについて

建設省道路局路政課占用係長 矢島 靖

#### はじめに

地局については、

いわゆる義務占用物件には当た

が出されていたところである。 地局の道路の占用について、関係事業者から要望 機から、街中に設置する無線基地局(以下「基地 スする新しい形態の移動通信システムであり、基 局」という。)を介して一般公衆回線等にアクセ 携帯電話システム。以下「PHS」という。)は、 デジタルコードレス電話の子機と同様の携帯電話 パーソナル・ハンディホン・システム(簡易型

# 関係事業者:

域においてNTTグループ、DDIグループ、アステルグ ループの各事業者がPHS事業を行うこととなっている。 PHS事業については、全国を九つの地域に分け、各地

の道路占用の取扱いについて基本方針を定め、基 建設省としては、 本年一月二六日付けで基地局

> 各道路管理者に発出した。(別紙1) 政令で定める基準に適合する場合には、原則とし て道路への設置を許可することとした旨の通達を らないがその公益性は高いものと考えられるため、

の参考に供しようとするものである。 本稿は、 通達に沿ってその内容を紹介し、

今後

# 通達の主な内容と意義

# 基地局の道路占用の基本方針

1

物件中の「電柱、 しないため、 道路法第三二条第一項第一号で規定している占用 種電気通信事業の用に供する施設ではあるが、 基地局は、 道路法第三六条に規定するいわゆる 第一種電気通信事業者が設置する第 電線及び公衆電話所」には該当

> の規定に基づく政令で定める基準に適合する場合 め、当該基地局の道路占用については、いわゆる には、原則として道路の占用を許可することとし 義務占用物件に準じた扱いとし、道路法第三三条 義務占用物件には当たらない。 しかし、その公益性は高いものと考えられ、 高度情報化社会の推進に積極的に寄与するた

ŧ

### 2 基地局の構造等

ている。

ごとに多少異なる数値であるため、同程度の外形 重量一○㎏程度以下であるが、これは、各事業者 は、 寸法等であれば、その条件を満たしているものと 現在設置が予定されている基地局の外形寸法等 概ね幅四○㎝、高さ二五㎝、奥行き一六㎝、

して取り扱ってよいものである。

いる。 いう観点から、 また、 基地局の色彩については、 周囲の環境と調和するものとして 道路の景観と

参考とされたい。 補佐の事務連絡で別途通知したところであるので ついては、 なお、基地局の電柱等への具体的な添加形態に 設置のイメージ図を添付した路政課長 (別紙2)

## 3 基地局の占用の場所

合は、 建柱については認めないこととしている。これら 置する街灯・横断歩道橋等の道路附属物への添加 柱・公衆電話所、公安委員会が設置する信号機、 として考えられる。 化が行われている道路等が考えられるが、その場 独自の建柱を要するものとしては、電線類の地中 属物への添加を原則とし、 及び基地局のための独自の建柱などが考えられる。 下街等の一次占用物件への添加、道路管理者が このうち、今回の通達では占用物件及び道路附 基地局の占用の場所としては、既存の電柱・電 街灯やビルの壁面などが基地局の設置場所 基地局のための独自の 設 地 話

地局の設置については、 されている地下街等への占用の取扱いと併せて て現在調整されており、 街灯、 横断歩道橋及び信号機などへの基 その他に現在検討・調整 取り付け方法などについ

> E, 別途通知される予定である。

地局等とすることができない場合については、 数の事業者の基地局を設置する必要がある場合は、 の 用の基地局の設置を原則としているが、共用の基 各基地局を一つの箱に収容するか又は各事業者共 本の電柱等に一事業者の基地局のみの設置を許可 また、 景観にも配慮し、たとえば、 基地局を電柱等へ添加する場合は、 同一の電柱等に複 道路

#### (注) 共用基地局等:

することとしている。

- 1 は、一年程度の期間が必要とされている。 ては、電波の干渉等の問題があり、その解決のために 各事業者の基地局を一つの箱に収容することについ
- 数年の期間を要するものとされている。 請されているところであるが、共用基地局の開発には 局の開発については、各事業者に対し、その開発が要 また、各事業者の基地局を一つにまとめた共用基地
- 3 方法等についても検討する必要がある。 道路管理者としては、これらの場合の占用料の徴収

# 4 基地局の占用許可手続等

適宜、 については標準的な設置図の添付等、また、 煩瑣になると考えられるため、 行う事業であり、 的な基地局については型式の記載のみとするなど P HS事業は、 簡素化を図ることとしている。 その道路占用許可の申請手続が 街中に多数の基地局を設置して 基地局の設置方法 典型

# 基地局の占用許可条件

5

基地局の占用許可に当たって一般的な条件を付

各戸引き込み線扱いとなる。

す 講じなければならない旨明記することとしている。 の費用負担によりその基地局につき必要な措置を 行う必要が生じた場合には、 すことは当然であるが、更に、電線類地中化を推進 、る方針から、電線類の地中化を行うため基地局 添加されている工作物の改築、 PHS事業者が自ら 移転、 除却等を

#### 6 基地局の占用料

地局は、 置されるものであり、 話所」の項を適用し、 項、「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電 中「法第三二条第一項第一号に掲げる工作物」の 〇〇円)としている。 政令額の五〇%(甲地で一個につき一年、 と考えられるため、九〇号通達の一部改正を行い、 地で一個につき一年、二、二〇〇円となるが、 基地局の占用料については、 基本的に電柱への添加等路面の上空に設 例えば直轄国道の場合、 道路に与える支障が少な 道路法施行令別表 基 甲

ては、 また、 独自の占用料は徴収しないこととしている。 線は基地局の一部であるため、 び電力線の設置済箇所に設けられるものであり、 基地局に附帯する配管及び配線の占用料につい 電波法上も基地局のアンテナ、配管及び配 基地局は、 基地局への通信線、 基本的には電柱などの通信線及 電力線等については、 アンテナを含め、

消行力 24

## 7 その他

整の必要性が考えられるための措置である。 地局の占用期間が当分の間一年以内とされている。 地局の占用期間が当分の間一年以内とされている。 地局の開発や共用基地局開発までの暫定的措置で 地局の開発や共用基地局開発までの暫定的措置で 地局の開発や共用基地局開発までの暫定的措置で ある共用ボックスへの収容方法及び電柱等への取 り付け方法並びに地下街等その他の場所における ある共用ボックスへの収容方法及び電柱等への取り付け方法並びに地下街等その他の場所における 基地局の設置等について、今後、各事業者との調 基地局の設置等について、今後、各事業者との調整の必要性が考えられるための措置である。

としているものである。可に当たっては、通常の占用期間を許可することについて通知される予定であり、その後の占用許なお、調整後において、改めてそれらの取扱い

#### おわりに

達により処理されることが適当であると考える。内容的には、今後の検討課題を多く残しているものと思われるが、本通達では、基地局の占用の基本方針及び占用料の適用等について示されており、本地局の占用料の適用等について示されており、本通達は、本年七月のPHS事業開始予定を考

(別紙1)

平成七年一月二六日建設省道政発第四号

沖縄総合事務局長 各政令指定市市長 各政令指定市市長

道路関係四公団総裁等

殿

建設省道路局長

PHS無線基地局の道路占用の取扱いについて

標記については、別紙のとおり取り扱うこととしたので、事務の処理に遺憾のないようにされたい。 なお、パーソナル・ハンディホン・システム(簡易型かして一般公衆回線等にアクセスする新しい形態の移動所して一般公衆回線等にアクセスする新しい形態の移動通信システムであり、電気通信事業法第六条第二項に規通信システムであり、電気通信事業法第六条第二項に規通信システムであり、電気通信事業活第六条第二項に規連信システムであり、電気通信事業にあり、という。)を中に設置する無線基地局(以下「基地局」という。)を中に設置する無線基地局(以下「基地局」という。)を中に設置する無線基地局(以下「基地局」という。)を中に設置する無線基地局(以下「基地局」という。)は、デジタルコードレスをは、別紙のとおり取り扱うこととしたので、事務の処理に遺憾のないようにされているところである。

社を含む。)に対してもこの旨周知願いたい。 都道府県におかれては、管下道路管理者(地方道路公

別紙)

号 基地局は、第一種電気通信事業者が設置する第一種電1.基地局の道路占用の基本方針

よう特段の配慮をされたい。 「5.基地局の占用許可条件」に従い必要な条件を付すただし、電線類地中化事業の推進に支障とならないただし、電線類地中化が想定される道路においては、近月として占月計市を与えるものとする

2. 基地局の構造等

である。(アンテナ部分を除く。)高さ二五㎝、奥行き一六㎝、重量一○㎏程度以下のもの高さ二五㎝、奥行き一六㎝、重量一○㎏程度以下のもの現在予定されている基地局の構造等は、概ね幅四○㎝、

よるほか次に掲げるところによらなければならない。基地局の構造等は、概ね現在予定されているところに

- いこと。 ⑴ 基地局には、広告物の添加及び塗装は一切行わな
- (3) 基地局の外形寸法は、概ね、現在予定されているること。

大きさ以下とすること。

又は交通に支障を及ぼすことのないようにすること。工作物の倒壊等の虞れが生じ、若しくは道路の構造ないようにするほか、その取付けにより添加される4)基地局の取付け方法は、堅固で落下等のおそれが

- ればならない。 基地局の占用の場所は、 基地局の占用の場所 次に掲げるところによらなけ
- 自の電柱等の新設は認めないこと。 道路附属物への添加を原則とし、基地局のための独 電話柱、電話ボックスなどの工作物及び街灯などの 地上に基地局を設置する場合には、既存の電柱、
- (2)則とするが、やむを得ず共用基地局とならない場合 場合は、一つの箱に収容するなどの共用基地局を原 複数の事業者の基地局を同一の電柱等へ添加する 一柱につき一基地局とする。

# 基地局の占用許可手続等

なければならない。 基地局の占用許可手続等は、次に掲げるところによら

を行うこととされたい。 は、予め事前審査を行い、事業許可後遅滞なく占用許可 ビス開始の予定であることから、 なお、平成七年一月に郵政省の事業許可、同年七月サー 道路占用許可について

- 他の工作物」として取り扱うこと 基地局は、道路法第三二条第一項第一号の「その
- (2) 簡素化を図ること。 ものについては型式の記載のみにするなど、適宜、 占用許可申請書の添付書類については、 典型的な
- (3) 占用の期間は、当分の間一年以内とすること。 ただし、電線類地中化が予想される場合にあって その予定に応じ、適切な期間とすること。

# 基地局の占用許可条件

を付するものとする。 占用許可に当たっては、一般的な条件の他に次の条件

場合及び電線類地中化を行うため基地局が添加されてい 「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた

> 道路関係四公団担当課長 沖縄総合事務局建設行政課長 北海道開発局建設行政課長 各地方建設局路政課長 各政令指定市担当課長 各都道府県担当課長

必要が生じた場合には、PHSの事業者が自らの費用負 をとらなければならない 担により基地局を改築、移転、除却、その他必要な措置 る工作物につき改築、移転、除却、 その他の措置を行う

#### 6 基地局の占用料

- (1) の項を適用する。 「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」 「法第三二条第一項第一号に掲げる工作物」の項、 基地局の占用料については、道路法施行令別表中
- (2)ては、基地局の一部であるため占用料は徴収しない。 基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線につい

#### 7. その他

設省道政発第五四号道路局長通達)による当局への事前 占用の取扱いについて」(昭和六○年七月一五日付け建 ころにより事務処理を行うことができるものについては、 の協議を要しないものとする 「電気通信設備その他の電気通信事業に係る物件の道路 基地局に係る道路の占用のうち、この通達で定めると

#### (別紙2)

連

平成七年一月二六日 絡

# PHS無線基地局の街灯等への設置の

建設省道路局路政課課長補佐

平成七年一月二六日付け道政発第四号道路局長通達によ 「PHS無線基地局の道路占用の取扱いについて」は、 取扱いについて

2.無線基地局の構造、取付け方法、大きさ等は、現在 方法などについては現在調整中である。 街灯、歩道橋及び信号機などへの無線基地局の設置 は、下記事項に留意願いたい。

り通知したところであるが、占用許可の審査に当たって

予定されているものは、 別添1 無線基地局の外観

別添 2 別添3 キャビネット型公衆電話への基地局設置イメー 公衆電話ボックスへの基地局設置イメージ図

ジ 図

別添4 別添 5 街灯への基地局設置イメージ図 電柱への基地局設置イメージ図

のとおりである。 【別添イメージ図は省略】

殿

#### 道路局の組織再編について

建設省道路局道路総務課前予算第二係長 大野 和也

> 統合することと併せて設置が認められたものであ 年度より(安全環境課等として)要求されてきた ものであり、 路環境課」) 局としては、 次にその概要等を紹介します が認められました。これは、 今回は、 一九年ぶりに新しい課の設置 国道第一課と国道第二課を (図1・2)。 平成四

道路環境課は、 従前( 企画課において担当して

たものであります (図3・4)。

きた事務のうち

交通環境の整備を図る道路交通安全行政に係 環境整備等の道路環境行政に係る事務 高齢化社会を踏まえた安全で信頼性の高 道路と自然・生態系との調和、 良好な沿道

平成七年度組織・定員改正要求において、

道路

はじめに

る事務

制度の運用や新たなニーズに対応した施策の立案 等について、計画調整、 道路局の横断的な業務を強化するため設置 に関する事務 高度情報化社会に対応した道路情報施設等 事業調整及び各種関連

国道課の設置(国道第一課と国道第二課の統合) 国道第一 国 道 課 道路整備調整室 国道第二課 図 1 道路局の組織再編

企

画

道路環境課

道路経済調査室

道路防災対策室

課

道路環境課の設置

画

道路経済調査室

道路防災対策室

道路環境対策室

課

企

道行セ 95.4 27

42

図 2 道路局組織変遷図(建設省設置 S23.7.10)

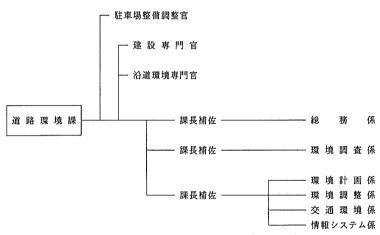


図3 道路環境課 組織図(組織決定時のもの(以下同))

企 画

一「国道課」の設置

ては、国道第一課が工事の実施、維持の実施等をこれは、従前、一般国道のうち直轄国道につい設置となった。

いれば、従前、一般国道のうち直轄国道につい設置となった。

は、従前、一般国道のうち直轄国道課」の

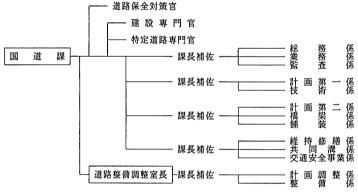
図 4 企画課 新組織図

担当し、 あり、 と補助国道の両道路について、 の指導、 実施することとしたものであります。 ネットワークの整備をより一層効率的、 事業執行がより一層強く求められているところで は異なるもののその機能が比較的近い、 求められてきており、 Z りますが、昨今、公共事業の整備を進めるにあたっ 従前にも増して効率的、 今般、 監督、 補助国道については、 両課を統合し、 助成等を担当してきたところであ 一般国道についても管理者 全国的な 効果的な事業実施が 総合的、 国道第二 直轄国道 一課が工事 計画的に 般国道の 計画的な

ます (図5)。 道の整備の調整に係る事務を所掌するものであり ための整備の基本方針の決定及び指導等、 幹線道路ネットワークの効率的な形成を図る 併せて課内に 「道路整備調整室」 を設置 般国

# 「道路利用調整室」の設置

置 用についての利用者や関係省庁との調整の重要性 簡易型携帯電話の無線基地局等の道路空間 利用調整官の下で行われてきましたが、 を目的とした電線類地中化の要請など、 度情報化社会を背景とした、CATV事業施設 企画及び指導については、 従来道路の一般交通以外への利用に関する調査 災害時の消防活動の円滑化や都市景観の向 路政課におかれた道路 道路の利 近年の高 への設 Ŀ



国道課 新組織図

調整室を設置し、 高まっていることから、 道路の利用にかかる事務を所掌 同課に新たに道路利用 図 5

### おわりに

するものであります。

が

組織再編となりましたが、 された筆者としましては、 私事になりますが、二〇年前国道第二課に採用 一抹の寂しさを伴った、 新組織により、 道路整

高速国道課 有料道路課 道路環境課 道 課 国 現に向けた道づくり』 備五箇年計画の目標である 地 方 道 課 W. С. W. C. A会議室等 路 政 課 Ę 道路交通管理課 なお一層寄与するもの 『「ゆとり社 局 課 画 長 企 次 室 長 道路総務課 室 会 0 実 図 6 道路局新配置図(1F)

のように変更することとなりました。 また、 これにより、 道路局内の課の配置も図る

と信じるものであります。

# 「道の駅」について

# 建設省道路局国道課道路整備調整室係長 島村 喜

# はじめに

が増している。

が増している。

が増している。

が増している。

が増している。

が増している。

既に全国一八一箇所の「道の駅」が誕生している。機能型休憩施設である。平成七年四月一日現在、びつきを強化する機能を併せ持った一般道路の多びつきを強化する機能や道を軸として広域的な地域の結を提供する機能や道を軸として広域的な地域情報を提供する機能や道を軸として広域的な地域情報が過失。工事規制、峠の気象状況や道案内等の道路が過失。

まっている。

まっている。

まっている。

まっている。

まっている。

まっている。

まっている。

まっている。

み等について紹介する。本稿では、「道の駅」の内容、建設省の取り組

# | 「道の駅」の基本コンセプト

を契機として道路利用者と地域とを結びつける新設を一体化したものであり、休憩サービスの提供する情報提供をはじめとした様々な機能を持つ施設と、地域の市町村等が設置し、道路や地域に関設を、地域の市町村等が設置し、道路や地域に関

しい社会空間といえる。

ズの変化に対応して変化・発展することが望ましとして備えつつ、地域の創意工夫により社会のニー「道の駅」では、以下に示す三つの機能を基本

休憩機能

こと。なトイレを利用できる快適な休憩施設であるなトイレを利用できる快適な休憩施設である道路利用者がいつでも自由に休憩し、清潔

② 情報交流機能

関する情報を提供できること。とう八・歴史・文化・風景・産物等の地域につ魅力を知ってもらい、地域振興が図かれる人と人、人と地域の交流により、地域の持

③ 地域の連携機能

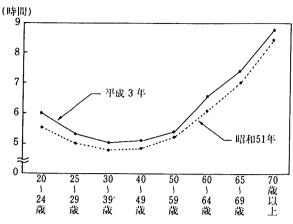
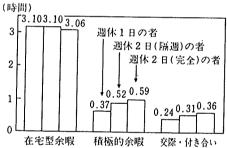


図 1 増える自由時間

- (備考) 1. 総務庁「社会生活基本調査」(昭和51年、平成3年)に より作成。
  - 2. ここでいう自由時間は、生理的に必要な活動 (睡眠等) や社会生活を行う上で業務的な性格の高い活動(仕事、 家事等) 以外のための各人が自由に使える時間であり、 統計上の第3次活動の時間である。
  - 3. 週全体で平均した1日当たりの時間 (男女計) である。



(備考) 1,総務庁「社会生活基本調査」(平成3年)により作成。

- 2. 雇用者 (男女計) の週全体で平均した1日当たりの時 間である。図中の数字の単位は「時間、分」である。
- 3. 「隔週」とは隔週または月2回の週休2日、「完全」と は毎週の週休2日である。
- 4.「在宅型余暇」は、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌|及 び「休養・くつろぎ」の合計、「積極的余暇」は、「学習・ 研究(学業以外)」「趣味・娯楽」「スポーツ」及び「社 会的活動」の合計である。

活力ある地域づくりが促進されること。 ともに、 地 を契機とす 域 が 地 地 体とな 域と 域 内 /る広域 地 外 域 っ の連携の T が 的な交流と連携により 道路を軸として協力す 道 の 場となり、 駅 を つくる 道 ٤  $\sigma$ 

着

実に

増

加

L

T

お

ŋ

図

1

道

路

整

備

1=

お

L>

T

ドとして、 近年のライフスタイ ライフスタイルの変化と 余暇時間 の拡大、 ルの変化に関するキー 交流の進展の二つを 「道の駅 ワー

挙げること

ができる。

労働時間

短縮の動

きとともに人々の余暇

時間

は

期

方 近年、 人 Q の 価 値 観 は 物 の豊か

3

か

5

心

役立

つ

を期

待してい

要性 備 等 道 もこれら余暇時間 帰を行 の整備や休日 に不慣れな観光ドライバ ャ いて安全で快適に移動できる道路交通環境の整 が増してい 交通へ いってい ž. 休憩サービスを提供するとともに、 渋滞対策事業等、 る。 0 道の駅」 建設省では 活動を支援する取り 1 では、 に対して周辺 高規格幹線道路  $\nu$ ジャ 広 域 化する 組 の み 活 道案 勭 0 必

内を行う等により 待される。 `安全性の向上に寄与すること が

が

多

に伴 通じた自己実現が評価されつつあると指摘 生 O活白 ij か 書 స్త 趣味や価値観を共有する人 と変化しつつあ (経済企画庁) では、 Ď, 「平成」 余暇 々との交流 五年 眛 間 度 の Ŧ 増 国 加 民

して人々 交流により 可 目的広場や劇場等、 道 図2。 能であり、 の駅 ゕ゚゙ 集まる賑わ では 心の豊かさを実感できる地域づく 周辺 地 域 õ の 広域的な地 人々が交流する施設の併設 1, の場が 創 意工夫により 形 成さ 域 から道路を介 n 公民 人と人

3

# 四「道の駅」に対する支援

先に述べた「道の駅」の三つの基本機能が有効に機能するよう、建設省では、地域の市町村や関係道路管理者と連携しつつ様々な支援を実施している。ここでは、それぞれの機能に着目し、その具体的な内容を紹介する。

「道の駅」については、公共的な休憩施設
は機能するよう、建設省では、地域の市町村や関

つつ整備・運営を行っている。

駐車場につ

#### 写真1 障害者用トイレ、スロープを備えたトイレ (長野県日義村)

道の駅 帯川村 Arakawamura し WO P 海 農園村役場 Anatora Fara Villago Olica C の先 100m

写真 2 案内標識の例(埼玉県荒川村)

利用できるようその維持管理に努めるととも等を勘案し合理的にその容量を決定する他、等を勘案し合理的にその容量を決定する他、努めている。

努めている。

対別できるようその維持管理に努めるとともの施設管理者の協力を頂き、二四時間清潔にの施設管理者の協力を頂き、二四時間清潔にの施設管理者の協力を頂き、二四時間清潔に

2 等については、 光地、 長と呼ばれる案内人を置き周辺の道案内、 域に関する案内コー 連施設整備も必要に応じ実施している。 歩道整備など安全な休憩施設とするための関 入りを可能とする右折レー 情報提供の充実 道の駅」には、 ここで提供する情報の内容、 宿泊所の紹介等の情報提供を行っ 後述する「道の駅」 地域側の施設内道路や地 ナーを設置しており ンの設置や周辺の 接客のこつ 連絡会の τ 観 駅



写真3 案内コーナーでの情報提供

(山梨県富沢町)

どを行うとともに、

「道の駅」

への安全な出

研修活動等を通じ、

「道の駅」

間で情報交換

よう案内標識の設置や道路マップへの掲載

この他、

ドライバ

1

が計画的に休憩できる

障害者用トイレの設置も図っている。

情報ターミナルの整備例(静岡県富士市) 写真 4

制区間 様化・高度化の観点から、 安全な道路交通の確保、 る情報ターミナルを設置している。 状況案内をはじめとする各種の情報を提供す 一努めたい。 今後とも、 が連なるため、 道路管理者と地域の協力により、 ITV画像による路 利用者サービスの多 必要な情報の提供

供する必要がある「道の駅」では、

面凍結の恐れのある区間等、

道路情報を提

道路管理

また、山間部等の規制区間連担部や、

積雪

者が情報ターミナルを整備し道路情報の提供

に努めている。

例えば、 面する

山形県の国道一一二号

「道の駅」

月山

では、

周辺に冬季規 (月山道路 等を行うこととしてお

b

利用者が

話

l

か H

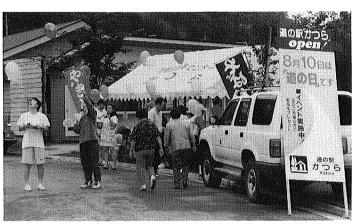
面

やすい環境づくりに努めて

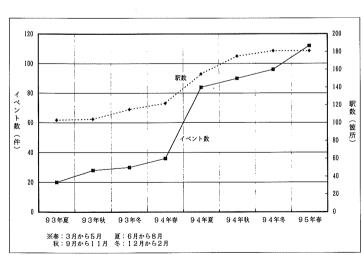
交流の促進

3

道の駅」では人々 かゞ 立ち寄る賑 b ķ 0 場



「道の日」イベントでのにぎわい(茨城県桂村)



「道の駅」登録数とイベント件数の推移 図 3

祭り、 が されており、 冬に駅内でカキ祭りを開催し、 もに増加している n る広島県音戸 トを実施し盛況を博している事例も多数報告 30 国道五四号 形成され、 青空市、 駅内のイベント広場等を活用して、 その数も 、町の特産物カキを山里で販売 地域内外の交流の促進が期 「道の駅」 コンサート等、 (図3)。例えば、 「道の駅」 掛合の里では、 各種のイ 姉妹都市であ の進展とと 島根 待さ 毎 村 県

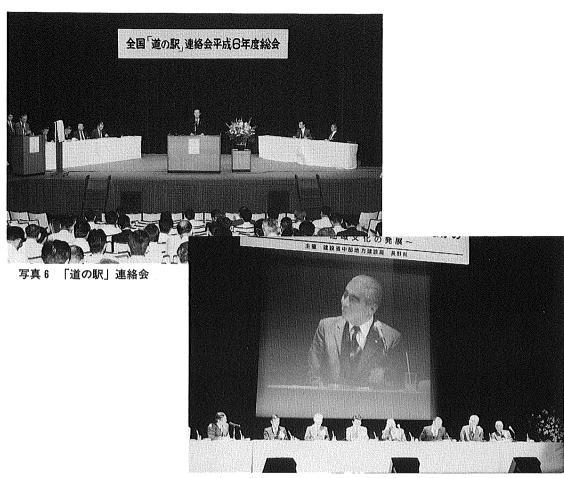


写真7 「道の駅」シンポジウム

五おわりに

した個性豊かな「道の駅」を育てていきたい。 で理者と連携を図りつつ、地域の創意工夫を活か要な機能を備えるよう柔軟に対応してゆきたいと要な機能を備えるよう柔軟に対応してゆきたいとといる。今後とも、地域の市町村や関係道路 ない はいいては、先に述べた三つの基本

ている。 しており、県内の広い地域から参加者を集めに比べ、参加者数、販売額共に飛躍的に増加ている。以前に役場前広場で実施していた頃

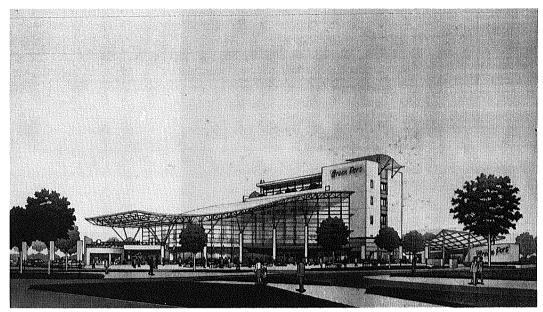
ている。

「道の駅」については、その整備・運営に関するノウハウの交換や蓄積、共通の広報活動、サーるノウハウの交換や蓄積、共通の広報活動、サーるノウハウの交換や蓄積、共通の広報活動、サー

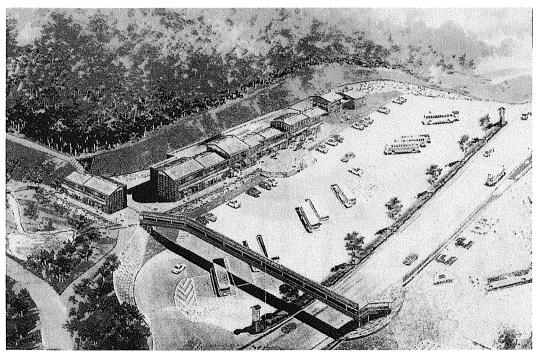
じて広報活動に努めている。

じて広報活動に努めている。

して、「道の駅」の存在を一般に理解してもらうには、「道の駅」の存在を一般に理解してもらうには、「道の駅」連絡会と協力しては、「道の駅」を活用し交流を促進するため



未来・都市型「道の駅」川口・あんぎょう(一般国道298号 埼玉県川口市)



歴史・街道型「道の駅」 賤母 (一般国道19号 長野県山口村)

# 《道路管理の実態報告》

# 本州四国連絡道路における管理概要及び 道路情報提供施設について

本州四国連絡橋公団 業 務 理 課

同

維持施設部維持企画課

2 維持管理の概要

「長大橋梁の維持管理」について述べる。 本州四国連絡道路の維持管理として特筆すべき

(1)海峡部長大橋梁の維持管理の特徴

長大橋梁の維持管理上の特徴としては次のとお

りである。

1 2 全で円滑な交通を確保しておく必要がある。 他の代替ルートがない。このため、常に安 長大橋梁は動く橋である。例えば、中央支

間一、〇〇〇m級の吊橋では、荷重と温度変 になっている。このような長大橋梁を維持管 化により桁端は一m以上も伸縮し、また鉛直 理していくには、 により水平方向にも数mの変形を生じる構造 方向には四m程度のたわみを生じ、さらに風 日常行われている点検管理

神戸・

・九㎞の計

## はじめに

1

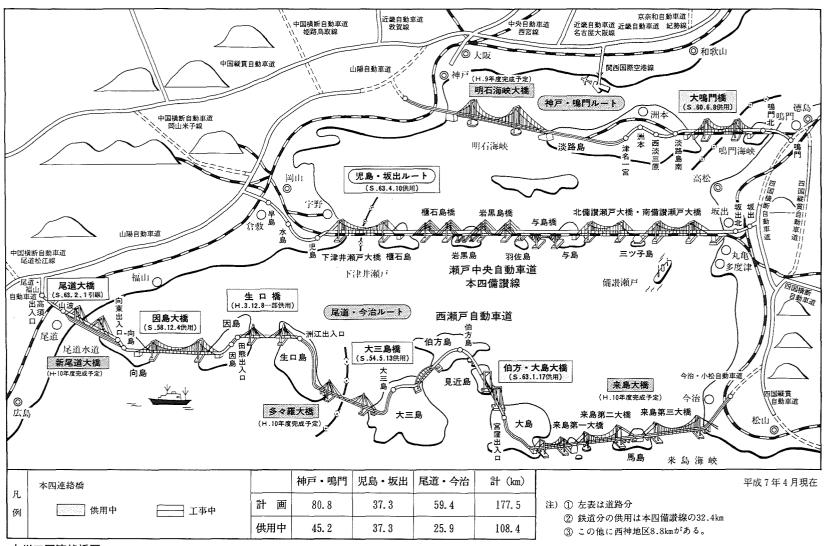
本州四国連絡橋の概要

維持管理・交通管理の概況

とから維持管理・交通管理にあたっては通常の高 要な幹線道路であり、円滑かつ安全な通行の確保 推進が今後とも一層求められるものと考えられる。 は京阪神地区とも直接連絡することになることか れている。また、関連道路とのネットワーク形成 速道路その他の道路とは多少異なる対応を求めら い海峡部には長大橋梁を有し、代替道路がないこ がもとより重要な業務であるが、気象条件の厳し も進んできており、神戸・鳴門ルートの全通時に 本州四国連絡道路は、本州と四国を連絡する重 維持管理技術の開発、 適切な交通管理業務の

供施設について紹介することにする。 維持管理・交通管理の概況と道路情報提  $\frac{\Xi}{km}$ 六年度において供用管理されているのは、 今治ルート (一般国道三一七号:今治市~尾道市) 道二八号:神戸市~鳴門市)、児島・坂出ルート 几 鳴門ルート四五・二㎞、児島・坂出ルート三七・ 路及び三五・九㎞の鉄道である。このうち、平成 の三ルートからなり、計画延長一七七・五㎞の道 本四備讃線:倉敷市~香川県宇多津町)、尾道・ 比率は約六割となっている。 (一般国道三〇号:岡山県早島町〜坂出市、鉄道 「㎞の区間であり、計画延長に対する管理延長の 本州四国連絡橋は、神戸・鳴門ルート(一般国 尾道・今治ルート二五

今回、



本州四国連絡橋図

3 が必要である。特に長大橋は、海中に基礎を め人員と設備を必要とする。 と併せ動態観測を行うことにより、常に橋体 持していくためには入念かつ綿密な維持管理 )健全度を把握しておく必要があり、このた 架橋地点の厳しい自然条件下で構造物を維

4 長大橋梁は海上部またはその近傍に位置し、

鋼材の腐食、

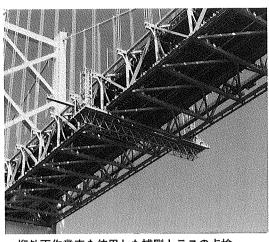
コンクリートの劣化などへの

細

心の注意が必要である。

基礎を含め二○数基にも及んでいる。これら 設置したものが多く、その数は水深五七mの

は強潮流下に設置されたものが多く、



桁外面作業車を使用した補剛トラスの点検

理 とんどが大規模で複雑な構造を有しているこ と海峡部における鋼橋の鋼重は約八〇万トン 鋼材に対する厳しい腐食環境の中での維持管 作業には困難が伴う。 と、及び海上にあることから点検作業、 にも及び塗装面積は約五○○万㎡にも達する。 が要求される。ちなみに全ルートが開通する 道路・鉄道併用橋をはじめとして、 、そのほ 補修

(5)

## (2) 維持管理設備

洗掘、

る。 橋梁には、 慮し、現在供用中の本州四国連絡橋の海峡部長大 上記で述べた長大橋梁の維持管理上の特徴を考 次のような維持管理設備を配置してい

## ため、

1

管理路等

ラス橋などの種々の形式があるため、 ている。 ための点検作業車を橋梁の主要部分に配置し している。 橋梁点検補修用作業車 桁内面・主塔内部・橋梁付属物等の管理の 大規模橋梁であるため、 通路・階段・エレベーターなどを配置 なお、橋梁形式には吊橋、斜張橋、 点検や補修工事の 夫々の ١

2

## (3) 点検及び健全度評価

橋梁形式に合った点検作業車を配置している。

1

点検作業

点検作業は大きく分けて、 日常点検、 定期

点検及び臨時点検から成っている。

## 日常点検

日常点検は目視を主体として橋面、

交通安

路または、路面上から視認できる範囲を日常 常の有無を把握することを主目的とし、 的に徒歩で行う巡回点検である。 全施設や添架物などの状況把握及び橋体の異 管理

## 定期点検

あり、基本点検と精密点検とがある。 損傷等の早期発見及び橋体の健全度を評価す る目的で期間、 定期点検は構造物の機能低下の原因となる 周期を定めて実施する点検で

## 臨時点検

調査したり、 を更に調査する場合など必要に応じて実施す の安全を確保するために構造物の被災状況を る点検である。 臨時点検は地震等の異常気象時の後、 定期点検等で発見された異状等 通行

## 2 健全度の評価

場合は五段階の評価を行って、 とることにしている。また、これらの結果は て将来に備えることにしている。 遂次整理し、変状等の推移がわかるように 点検の結果、変状または欠陥が発見された 必要な措置

## 3 動態観測

動態観測は、 地震時または暴風時における 既開発のものは次のとおりであり

に努めている

せるためのデータを得るものである。 を解析し、 橋体の健全度を評価すると共に各種のデータ 橋体の挙動を測定し、 将来の大規模橋梁の設計に反映さ 設計値との比較を行い、

非破壊検査システム 動態観測システム 長大橋点検管理システム

点検作業車

3 維持管理上の課題

1 現状において次のような課題があ 的システム化 。確保及び各部材の健全性の確認手法の合理 構造物が巨大であることから橋体の健全性

務や補修工事の安全確保や適切な施工法の採 海面上の高所での作業であることから点検業 検作業車による接近が十分でないこと、 構造物が巨大かつ複雑であることから、 点

構築及び維持管理に使用する機器・機械等の開発 らびに精度向上を目的とした維持管理システム 国連絡橋の長大橋梁の維持管理における効率化

本四公団ではこのような状況を踏まえ、

本州四

管理技術の開発

の点検補修作業の効率化、

自動化の必要性

交通管理施設

尾道・今治 神戸・鳴門 児島・坂出 尾道大橋 因島大橋 生口橋 大三島橋 道路情報可変表示板 37基 46基 3基 6基 5基 8基 可変式速度規制標識 19基 68基 4基 6基 2基 トラフィックカウンター 4ヶ所 8ヶ所 路側通信設備 3ヶ所 風速表示板 4基 気象観測計器 6ヶ所 8ヶ所 (1ヶ所) 2ヶ所 1ヶ所 3ヶ所 ITV 5 台 29台 2台 6 台 6台 非常電話設備 116台 129台 2台 24台 4 台 23台

3

将来における作業員の高齢化、

若年労働者

用

0)

|減少に伴う技能労働者不足に対応するため

() は非自動

#### 事故統計

	1	神戸・鳴門	月	3	見島・坂昌	Ł	).	尾道・今泊	台	本	四道路全	体
	事故率	死 傷事故率	死 亡事故率	事故率	死 傷事故率	死 亡事故率	事故率	死 傷事故率	死 亡事故率	事故率	死 傷事故率	死 亡事故率
昭和62年	48.5 (26)	11.2 (6)	( 0)	_	_	_	27.3 (4)	13.7 (2)	( 0)	42.9 (30)	11.4 (8)	( 0)
昭和63年	50.8 (46)	4.4	1.10	112.4 (114)	26.6 (27)	( 0)	81.3 (38)	42.8 (20)	2.14	82.5 (198)	21.3 (51)	0.83
平成元年	46.8 (45)	10.4 (10)	( 0)	72.3 (83)	9.6 (11)	( 0)	58.8 (31)	26.6 (14)	1.90	61.2 (159)	13.5 (35)	0.38
平成2年	60.6 (63)	10.6 (11)	( 0)	67.9 (84)	8.1 (10)	0.81	78.8 (43)	42.1 (23)	( 0)	67.9 (190)	15.7 (44)	0.36
平成3年	71.1 (80)	8.9 (10)	0.89	64.8 (93)	12.5 (18)	( 0)	79.8 (47)	28.9 (17)	1.70 (1)	68.8 (220)	14.1 (45)	0.63
平成4年	68.1 (78)	12.2 (14)	0.87	48.9 (78)	6.3 (10)	( 0)	62.6 (41)	30.5 (20)	( 0)	57.9 (197)	12.9 (44)	0.29
平成5年	57.6 (67)	11.2 (13)	0.86	54.8 (91)	8.4 (14)	( 0)	79.1 (53)	31.3 (21)	1.49	60.3 (211)	13.7 (48)	0.57

() は発生件数

事故件数 事 故 率= 走行億台キロ

死傷事故件数 死傷事故率= 走行億台キロ

死亡事故件数 死亡事故率= 走行億台キロ

・ 室麦旨りと麦置・ 室麦旨りとある。

- ・塗装省力化装置
- 局部補修塗装機械
- 主塔点検補修用ロボ

ッ

Ĺ

- 長大橋の健全度評価システム
- 海中基礎点検管理用機械

## 5 交通管理の概要

いて行われ、情報収集の手段としては、観測設備できる。情報収集は、道路情報、気象情報等につ管理、情報提供、異常事態への対応に大きく区分変通管理業務は、情報収集(状況把握)、情報

#### 通行制限基準值一覧表

雨雪

視程、

路面水分、

地震を常時観測している

ほ

か、

交通流監視テレビモニター、

橋梁の動態観

況

ば

気象観測設備により気温、

路温、

風向風速

気象状

ラフィックカウンター、

用者からの非常電話によって行っている。

巡回によって行い、

通状況の把握は、

交通流監視テレビモニター、

利卜

交通巡回のほ

か、

道路

交通渋滞や交通事故などの交

物件の発見など道路状況の把握は、

主として交通

どである。

道路の損傷、

による観測、

交通巡回

汚損や交通の支障となる道路利用者からの通報な

測設備も利用している。

なお、

気象観測局、

交通

流監視テレ

レビは、

インターチェンジ、

海峡部の橋

上などに設置している。

これらの情報は交通管制室に集められ、

状況に

区分	事	象	第 一 建 設 局	第二管理局	第三建設局
通	地	震	震度 4 以上又は50~80ガル	震度 4 又は50~80ガル	震度 4 (50ガル以上~80ガル未満) 以上
行 規 制	降	雨	連続雨量:概ね200mm以上 (参考 時間雨量:概ね20mm以上)	連続雨量概ね150mm以上 又は時間雨量概ね30mm以 上	連続雨量:概ね200mm以上 時間雨量:概ね20mm以上
基		風	概ね15m/s以上	概ね15m/s以上	概ね15m/s以上
進	その他	霧	視程概ね100m以下	視程概ね200m以下	視程概ね100m以下
値	(暴風雨等)	雪	積雪の始まった状態		積雪の始まった状態
胆		凍結	凍結が予想される場合		路面が湿潤で凍結の恐れがある場合
通	地	震	震度 5 以上又は80ガル以上	震度5以上 80ガル以上	震度 5 (80ガル以上) 以上
行禁	降	雨	連続雨量:概ね250mm以上 (参考 時間雨量:概ね40mm以上)	連続雨量概ね250mm以上 又は連続雨量が80mmに達 した後、時間雨量が40mm 以上	時間雨量40mm又は連続雨量250mmで 特別巡回の結果、必要とする場合
止		風	概ね25m/s以上	概ね25m/s以上	概ね25m/s以上
基	その他	霧	視程概ね50m以下で通行が困難と判断される場合	視程が概ね50m以下	視程概ね50m以下
準値	(暴風雨等)	雪	積雪が著しい状態	www.combodowd	積雪が著しく、かつ吹雪等により視 界が妨げられる状態
III.		凍結	凍結し一般車の通行が困難と判断される場合		強度の凍結をみる場合

通行規制は速度規制による(第一、第三建設局:40km規制、第二管理局:50km規制) 風は10分間の平均風速

連続雨量は途中4時間を超えて降らない場合は、雨量を0として改めて計測 第二管理局では、雪、凍結については、別途雪氷対策をとることになっている。

交通規制、 応じて通行制限などの判断をし、 指示を行うことになる。 注意などの情報提供 交通巡回隊への 道路利用者 この

現場処理は交通巡回隊が行うが、 異常事態が発生したときには、 式速度規制標識、 料金所などに設置した道路情報可変表示板、 て、 交通事故、 情報提供は、 関係各課において対応することになる 故障車、 本線、 路側放送などによって行う。 路上落下物等の異常事態の インターチェンジ入り 防災体制が発令さ 通行禁止が伴う 可 口 変

## 道路情報提供施設

車道 ある。 器を用いて種々の情報提供を行っているが、今回 ズに応じた様々な情報を提供することが要請され 路案内、観光情報、 することにする。 ている。 路であると同時に観光目的の交通が多い道路でも 本州四国連絡道路は、 ける情報提供システムについて、 一のほぼ中央に位置する与島パーキングエリア 坂出ル このため、 このような要請に応えるため、 1 トの道路部分である瀬戸中央自動 道路交通情報ばかりではなく道 イベント情報などお客様のニ 本州と四国を結ぶ幹線道 概要を紹介 各種の機

# 情報提供機器(メディア)と整備の基本方針

与島プラザにおける情報提供の主体となるのは

各メデ ス スプレイ装置、そして公団のプライベー 野外大画面表示装置 「SETO VISION」 と大型デ (ト端末「メディア瀬戸大橋」である。 、ィアの運用の基本方針は、 次の通り。 これらの トリク

- 1 デ H 各メディアの機能を明確にするために、 ィア間での提供情報項目・内容の重複を避 X
- 2 的 は と判断されるレベルにとどめる 情報の提供範囲・ 情報収集の可能性を考慮し、 情報の提供内容につい 当面は現実 7
- 方針は次のように設定した。 以上の基本方針から、各メディア別の情報提供 3 能なかぎり人手を介さずに行えるようにする。 提供する情報(画面)のメンテナンスは、 可
- 1 案内・ 扱う主な情報は、 情報とする。 屋外大画面表示装置 大量告知向けで情報の概要を表示する。 公団広報・ 道路交通情報・与島PAの 歓迎メッセージ及びイベン (SETO VISION) 取
- とする。 Kニュース・公団広報等のビジュアルな表現 大型ディスプレイ装置 室内でスツールに着席して観賞可能な形式 取扱う情報は、 観光地の紹介・

2

3 公団リクエスト端末(メディア瀬戸大橋

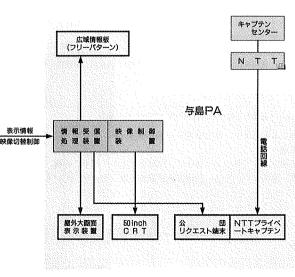
п

ップ化して随時表示する。

道路交通情報は広域情報板の内容をテ

を考慮したプログラム内容とする。 可能性、 キャプテン岡山の提供情報の内容 入力

与島PA利用者のニーズと情報収集・



全体システム構成

他機関情報

広域情報卓

ASTEO 集中局

公団リクエスト端末 絵柄作成装置

早島管制室

情報入力装置

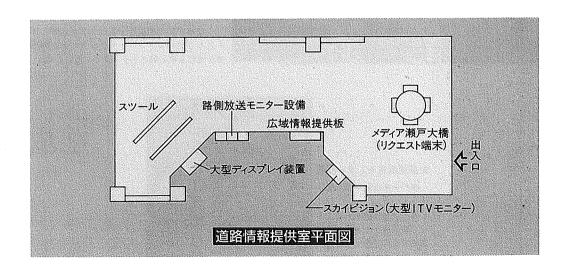
N H

#### メディア別提供情報内容

提供施設	提 供 方 法	主な提	供内容 。
屋外大画面 表示装置	● 1 画面(パターン)の表示時間を絵画面 6 秒、文字画面 8 秒を基本とし、画面をプログラムに沿って順次表示する。 ● 1 プログラムの長さは 2 分程度(標準)に 設定する。	●道路交通情報 ●公団広報 ●天気予報	●イベント情報 ●施設案内 ●歓迎メッセージ
大型ディス ブレイ装置	● 1 番組の構成は30分前後に設定する。 ●音声付きにする。 ●着席して観賞してもらう。 ●道路交通情報は、広域情報板の内容を文字テロップ化して提供する。	●道路交通情報 ●公団広報 ●ニュース・天気予報	●観光ビデオ ●施設案内
公団リクエ スト端末	●ビデオテックス端末を2台設置する。 ●利用者が必要な情報を対話形式で検索。 ●検索結果(表示画面)のハードコピーがキ ー操作で出力されるシステムとする。	●目的地別ルートガイド ●瀬戸大橋ガイド	

情報収集方法 基本的には変動情報は交通管制室が、固定情報は本四公団担当部署が情報収集を行う。

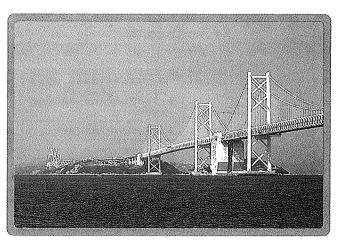
情報	項目(内容)	情報収集源	収集主体	収集頻度
道路情報		管制室内グラパネ(ASTEC)	公団管制員	常時/重大事象発生時
経路情報	●経路案内 ●駐車場案内	他道路管理者 関係諸機関	本四公団	年 1 回(年度末) 年 1 回程度
観光情報	●観光地紹介 ●イベント情報 ●瀬戸大橋ガイド ●巨大船通過情報 ●桜情報 ●紅葉情報	観光協会(岡山・四国) 観光協会(岡山・四国) 本四公団 備讃瀬戸海上交通センター テレビ・ラジオ テレビ・ラジオ	本四公団 本四公団 本四公団 公団管制員 公団管制員 公団管制員	運用開始時/更新必要時年1回(年度末)/四季別 運用開始時/(必要時) 1日1回(テレフォンサービス) 1日1回(対象期間中) 1日1回(対象期間中)
公団広報	●料金制度 ●交通安全マナー ●他路線供用予定	本四公団 本四公団 他道路管理者	本四公団 本四公団 本四公団	料金改定時 提供要請時 年 1 回(年度末)
公団イベン	<b>ル</b>	本四公団	本四公団	イベント開催時
施設案内		本四公団	本四公団	年 1 回(年度末)
天気予報		日本気象協会	公団管制員	1日5回(6、9、12、18、21時)
時事情報	●ニュース ●スポーツ	テレビ局 テレビ・ラジオ局	自動受信 自動受信	随時 随時
その他	<ul><li>●時刻表</li><li>●便利ダイヤル</li></ul>	バス会社・船舶会社 関係諸機関・電話帳	本四公団 本四公団	時刻表改定時 年 ] 回(確認)/苦情発生時



#### ▶ 大型ディスプレイ装置

観光情報・ニュースも 道路情報提供室でごらん いただけます。

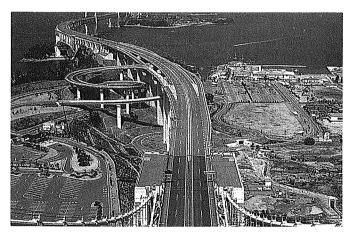
室内に設置された、50 インチの大型モニターは 迫力十分。スツールに腰 をおろして、周辺地域の 観光情報を眺めるのも悪 くありません。



## [広域情報提供盤] 復旧工事 瀬戸中央道・児島・水島一部区間、片側対面通行中 児島・水島間 速度規制中

#### ▲広域情報提供板

快適でスムースな旅行計画に欠かせないのがこれ。瀬戸中央自動車道に接続する広域の道路情報などを LED (発光ダイオード)の光の中で知ることができます。



#### **◀**スカイビジョン(大型 ITV モニター)

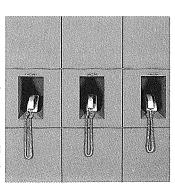
遠隔操作で360度回転させることができる北備 讃瀬戸大橋塔頂部のカメラが見もの。道路情報 提供室にいながらにして瀬戸内の展望を観るこ とができます。雨天・夜間でもビデオ映像で雄 大なパノラマをお楽しみ下さい。

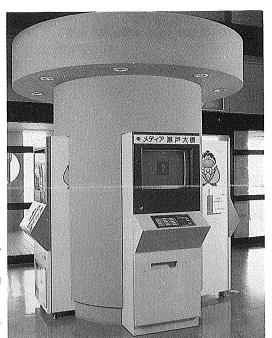
このほかに各橋梁の主塔の上などに据え付け られた3台のカメラが、リアルタイムで瀬戸大 橋を流れる車の動きをモニターしています。

#### ▶路側放送モニター設備

瀬戸中央自動車道の声の メッセージ。

瀬戸中央自動車道の3ヶ 所で路側放送されている個 別の放送内容を、道路情報 提供室でモニターできます。





#### ▶メディア瀬戸大橋(リクエスト端末)

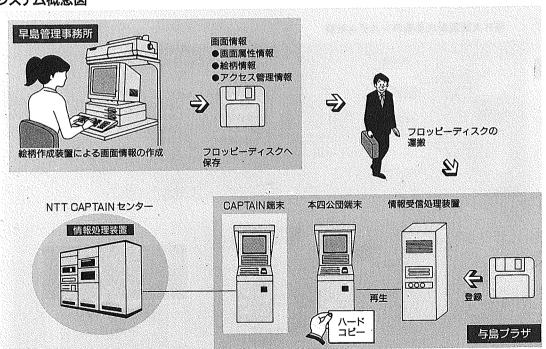
あなたが必要な情報を、簡単に見つけることのできる 対話型の情報提供装置。画面はA4サイズのハードコピー を取れお手元に残しておくことができます。

リクエスト端末では、目的地までの距離と時間を知らせる「経路案内」や「与島の観光案内」、旅行に関係した各種施設の住所・電話番号をリストアップした「コンビニエンスダイヤル」などのメニューが選べます。

変わったところでは、四国八十八ヶ所の霊場案内。四 国の歴史・文化に触れるきっかけとなるのではないでしょ うか。

また公団のリクエスト端末の他に、キャプテン岡山の 端末も設置されています。

#### システム概念図

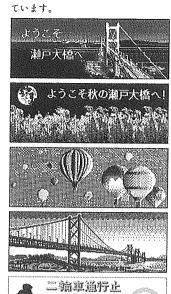


#### SETO VISION(屋外大画面表示装置)



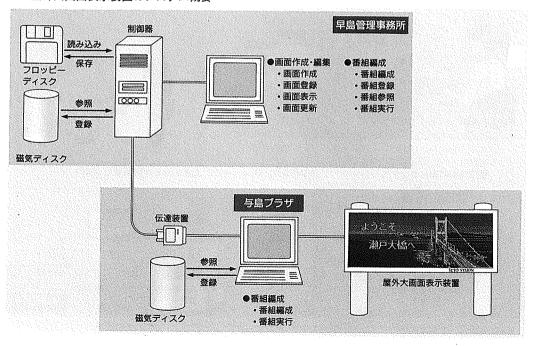
#### 《画面構成》

大画面表示装置の画面は、100画面までの登録・参照ができるようになっています。



のため **(\*\*\***) **‡**Uくは道路情報提供室へ

屋外大画面表示装置のシステム概要



## 四 おわりに

ないものである。 たる総合技術は他機関をもって替えることはでき しているのが本四公団であり、これらの多岐にわ から建設・維持管理までを一貫して主体的に実施 予測手法などの交通管制技術の研究を進めている。 や設計検証にも応用し、さらには台風による強風 や点検管理システムを開発し、 の研究開発を行うとともに、長大橋梁の動態観測 としては各種の作業車を始めとする維持管理設備 多くの課題を克服してきた。そして、維持管理技術 合理的・経済的な設計・施工法を確立し技術的な このように多数の海峡部長大橋梁を調査・設計 本四公団は海峡部長大橋の建設にあたっては、 橋体の健全度管理

本を健全に維持していくための技術開発を進めて いく必要があると考えている。 今後も、この総合技術を生かし、貴重な社会資

提供者としての意識をしっかり持ちながら今後迎 があり、また、道路利用のお客様のニーズも幅広 用にあわせた広域情報ネットワークの確立など える明石海峡大橋の供用、 情報提供においても技術の進歩はめざましいもの いう堅いイメージから脱却して、 以上のように維持管理においても道路管理特に 高度なものになってきている。道路管理者と 尾道・今治ルートの供 道路サービスの

> 援を望む次第である。 たいと思う所存である。 より安全で快適な通行の確保に万全を期して参り 読者諸兄にも今後のご支

-を設けることに致しました。 本誌は、 誌面のなお一層の充実のため、 平成一 一年四月の創刊以来、 読者の皆様方からの原稿を掲載するコーナ 皆様の御支援を頂いておりますが、 この

四〇〇字詰め原稿用紙五~一〇枚程度にまとめてください。 クな試み、 日頃道路・道路行政に対して感じていること、現場からの生の話題、 海外への出張報告等、それぞれの御立場から自由にテーマを選び、 ユニー

奮っての御応募お待ち申し上げております。

なお、 一任下さい。 投稿原稿の採否、掲載号、送りガナ等文章表現につきましては、 掲載原稿につきましては、薄謝を進呈いたします。 事務

<del>-</del> 100 東京都千代田区霞が関ニ―ー―三

宛先

道路行政セミナー」事務局 建設省道路局路政課内

稿

歓

迎囚

# 特殊車両の通行許可制度について (その4)

# 許可限度重量等の技術的審査

## 1 技術的審查

通行条件等が決定される。 これに基づき通行の可否あるいは許可する場合の 況等をもとにして行う技術的な検討の結果であり、 現地調査等によって得た道路の構造要因、 許可の可否を決定する場合の基本となるものは 交通状

であり、 のであると特殊車両の通行許可事務において不便 法及びその精度が各道路管理者によって異なるも 精緻に行おうとすれば際限がない。また検討の方 であるが、 を熟知している個々の道路管理者が行うべき事項 このような技術的検討は、 事務処理を円滑に行うことが困難となる。 その検討方法は非常に難しく、 本来、 現地の状況等

> 可限度算定要領である。 図った。こうして定められたのが特殊車両通行許 の検討の方法を一定のレベルまで簡素化、 改正によって特殊車両の通行許可事務の窓口の一 元化が行われるようになったのを機会に、 昭和四六年の道路法及び車両制 統一を それら 限令の

殊車両通行許可限度算定要領により技術的な検討 を行えばよい。 したがって、 許可の審査にあたっては、 、この特

個 度算定要領に定められる範囲を超える場合には ので、 なわち、 事 務処理の円滑化のために簡素化したものである 々の道路管理者がさらに精度の高 しかしながら、 この算定要領によることが困難な場合、 申請車両の諸元が、 この算定要領は、 特殊車両通行許可限 前述のように い検討を行 す

> 許可の可否を決定する方法 (個別審査) を採る

## 2 審查項目

こととなる

T

## 1 量

荷力を超える場合は通行不可となる。 重 -請車両の総重量が申請経路上の橋等の耐

される。 限が行われている場合は、 等)の場合で、通行経路の橋梁等に重量制 まで減トン措置等の条件を付して通行許 車両制限令の特例車両 (連結車のバ 通行できる重 ン型 量

量を超える場合は 度重量を算定し ア以外の車両で、 必要な条件を付して通 別途超重量車両の許可 申 請車 両が許可限度重

行できる場合のみ通行許可される。

#### (2) 幅

場合は通行不可となる 車道幅員を比較し、 申 請車両の い幅と申 請経路上の狭小幅員箇所 申請車両の幅が大きい

7

申請車両の高さが車両制限令の値を超え

- 行許可される。 必要な条件を付して通行できる場合のみ通 別途超寸法車両の許可限度寸法を算定し 申請車両の幅員が二・五m以上の場合は
- 可される。 必要な条件を付して通行できる場合のみ許 の車道幅員を比較し、 であっても、 い場合は通行不可となるが、 申請車両の幅員が、二・五m以下の場合 申請車両幅員と狭小幅員箇所 申請車両の幅が大き 個別審査し、
- は ない車両)で狭小幅員区間を通行する場合 車両制限令内の車両 当該道路管理者の\*認定が必要となる。 (特殊車両に該当し

×

得ない場合、 両に積載する貨物が特殊であるためやむを 殊車両に該当しない車両) 「車両の通行を認定する。 認定:当該道路管理者は、 必要に応じ条件を付して、 の構造または車 (車両制限令第 申請車両 特 申

#### 3 高 3

一二条)

許可車両の高さは、 原則として四・三m以

> 両の高さが高い場合は通行不可となる。 さから二〇mを減じたものと比較し、 下とし、 トンネル等の構造物の道路空間の高 申請車

置によって、 ネル等の道路空間の高さから二○㎝を減じ る たものと比較し、 (三・八m超) 必要な条件を付して通行でき 当該車両の通行できる位 場合は、 申請経路のトン

る場合のみ通行許可される。

- イ れる。 件を付して通行できる場合のみ通行許可さ ある箇所については、 八m以下)の場合であっても、 申請車両の高さが車両制限令値以下(三・ 個別審査により、 高さ制限が 粂
- ウ する場合は、 要となる。 ない車両) 車両制限令内の車両 イの特殊車両の通行許可が必 高さ制限がある箇所を通行 (特殊車両に該当し

#### 4 曲線部

ア 較 合は通行不可となる ٤ 曲 申請車両の曲線部における車両占有部 Ų 申請経路上の曲線部の車道幅員を比 [線部を通行するのに必要な車道幅員) 申請車両の車両占有幅が大きい場

イ 曲線部の車道幅員を比較し、 申 請車両の車両占有部が、 申請車両の車 申請経路上の

> 両占有幅が大きい場合は、 0 して通行できる場合のみ通行許可される。 許可限度寸法を算定し、 必要な条件を付 別途超寸法車両

#### (5) 交差点

ア 果が対向車線を占有しても、 折ができない場合は通行不可となる。 図に照合して通行の可否を判定し、 車両軌跡図を、 通行できる場合のみ通行許可される。 可限度寸法を算定し、必要な条件を付して 左折ができる場合は、 交差点の対向車線を占有して、 申請車両の幅及び長さによって描かれる 申請車両の車両軌跡図で、 申請経路上の交差点の形状 別途超寸法車両の許 申請経路上の 右折または左 右折または その結

等に関するデータ集 道路情報便覧 (技術的 審査に用 いる道路構造

じめ現地の調査を行い、 うことができる。 タを道路管理者相互間で交換しておけば、 務の一元的処理により許可事務を能率よく 道路の構造要因、 交通条件等についてあらか それによって得たデー 許 可

力を得て、 (道路利用者にも利用できるように市販してい るようにまとめたのが、 このような趣旨に基づいて各道路管理者の 全国的な規模で、 道路情報便覧である それらの情報が b 協

達しておく必要がある。
達しておく必要がある。
達しておく必要がある。

## 許可条件、許可期間

## ① 重量に関する条件

算定要領による通行条件は、

下記のとおり。

許可条件

A:徐行等の特別の条件を附さない。) 国量に関する条件

(申請車両が、車両制限令の最高限度を両通行許可算定要領により、当該道路の橋梁等を算定した結果、通常の走行をしても梁等を算定した結果、通常の走行をしても梁等を算定した結果、通常の走行をしても梁等を算定した結果が出たことを示している。このため、その後の橋梁等の状況変化等に応じ、許可申請更新時等には、条件化等に応じ、許可申請更新時等には、条件化等に応じ、許可申請更新時等には、条件化等に応じ、許可申請更新時等には、条件

B:徐行及び連行禁止を条件とする。

の重量車両が縦列をなして、橋梁等の一か造に大きな衝撃を加える。また、特殊車両(車両は、走行速度が大きいほど道路構

通行すれば、通行が許可される。) るため、当該車両は、徐行及び連行せずに所に集中すると橋梁等に大きな荷重がかか

導車を配置することを条件とする。 C:徐行、連行禁止及び当該車両の前後に誘

このため、当該車線上から他の車両を排車両のみを通行させる必要がある。 譲橋梁等の耐荷力が低いため、当該車両を該橋梁等の耐荷力が低いため、当該車両を

その条件も付加する。なお、道路管理者が別途指示する場合は、

み通行が許可される。) に重いか、又は当該橋梁等の耐荷力が非常に低いため、橋梁等の同一径間の当該車線上のみならず隣接車線までも他の交通を排に重いか、又は当該橋梁等の耐荷力が非常

② 寸法に関する条件

A:徐行等の特別の条件を附さない。

の変更がありうる。) 化等に応じ、許可申請更新時等には、条件必要がないが、その後の道路構造の状況変

B:徐行を条件とする。

(当該車両の寸法が大きい、又は道路構造の空間寸法が厳しいため、曲線部の通行の際や、高さの関係でトンネル等で車道の中央を通行する必要がある等の場合は、当時車両が通常の走行をすれば、他の車線を犯す等のため、交通の危険を防止する観点

て:徐行及び当該車両の前後に誘導車を配置

通行することを条件とする。) (B条件より当該車両の寸法が厳しいため、又は当該道路構造の空間寸法が厳しいため、かつの危険を防止する観点から、徐行し、かつの危険を防止する観点から、徐行し、かつの危険を防止する観点から、徐行し、かつの危険を防止する観点から、徐行し、かつの危険を防止する観点から、徐行し、かつの危険を防止する観点から、徐行し、かつのでは、かっている。)

③ 通行時間帯の指定

はない。)

(D:寸法に関しては、D条件での許可

アー夜間(午後九時から午前六時まで。)

## a 重量による通行条件が、 Dとなる許可

## b なり、かつ車両の幅が三mを超えるもの。 寸法のうち幅に関して通行条件がCと

支障が無い場合等、この基準によること 又は指定しないものとする。 道路管理者が個別に通行時間帯を指定し が不適当と認められる場合は、 間の自動車交通が少なく、昼間の通行に 行が著しく不適当な場合や、夜間より昼 雪期間中であること等により、 通混雑が予想される、又は積雪地域で積 ただし、夜間の自動車交通量が多く交 別途当該 夜間の通

## 1 昼間 (午前六時から午後九時まで。)

a 当該道路管理者が昼間通行時間帯を指定 した場合。 夜間通行時間帯の要件に該当するが、

## b

る許可車両 重量による通行条件が、 B又はCとな

## С 許可車両の幅が三m以下。

行を避けること」等の条件を附すこと。 交通混雑が生じるおそれのある場合には! 「交通混雑が予想される市街地を通行す ただし、前もって予想される時間帯に 当該区間での通行混雑時の通

#### 2 許可 期間

## 1 年間のもの

線を定めている車両 旅客自動車運送事業の用に供する車両で路

## 2 一年以内のもの

ア ない車両 自動車運送事業用車両で路線を定めて

## 1 第二種利用運送事業用車両

ゥ

送事業用車両以外の車両で通行経路が一定 し、これらの経路を反覆継続して通行する 自動車運送事業用車両及び第二種利用運

## 3 六ケ月以内のもの

かを超える諸元の車両 別表(寸法、重量) に掲げる数値のいずれ

## 4 その他の場合

必要日数(ただし六ケ月以内)

## 3 許可条件、 許可期間の注意事項

ア 法は、他の車両の通行への影響を少なくす 限定するよう努める。 るため、 算定要領の通行条件の区分による通行方 極力その措置が必要となる区間に

## 1 指定されているので、 か認められない。 高速自動車国道については、 通行条件はAまでし 最低速度が

## ゥ 自動車国道)については、 一般車両が高速走行している道路 車両通行帯を指 (高速

工 定する。 通行時間帯は、 通行時間帯指定基準によ

り指定する。

オ 車両の一部を分離させる場合には、 り外す部分を条件書に記入する。 申請に係る車両がトラックレーン等で、 その取

ついて迂回させる場合には、 工事等のため、 通行経路の一部の区間に その区間及び

カ

行位置の指定、 超寸法車両及び超重量車両の場合は、 橋の補強等の必要な条件を 通

キ

期間を条件書に記入する。

附す。

## 許 可

1

許可証の交付

書により申請者に通知する。 件書に必要な条件を記載して許可証を交付する。 造を保全し、又は交通の危険を防止するため、 また、不許可とする場合は、 道路管理者は、許可をする場合には、 その旨を不許可通知 道路の構 条

## 2 通行時に携帯すべき書類

該車両に次の書類を備え付けていなければならない。 許可を得た車両を通行させようとする場合は、当

ア 許可証

1 条件書

ゥ

付属書類

a トラック・トラクタ内訳書

b

トレーラ内訳書

С 経路図

## 3 ワッペンの貼付

に貼付するよう指導する。 取られて表示されているワッペンを指定する箇所 許可を得た車両は、 許可期間の最後の月が切り

特殊車両の許可を受けるものについては、「20t 格車であっても、 が貼られるため、ワッペンは不要であるが、新規 ついては、保安基準に基づき「20t超」のシール 瞭に識別できるためである。ただし、新規格車に 車両として許可を得て通行しているかどうかを明 ワッペンを貼付するのは、 積載する貨物が特殊であるため 通行時において特殊

1 緑色のワッペン

なおワッペンは下記の二種類ある。

超

のシールの他にワッペンが必要となる。

間帯も通行可能な場合に貼付する。 通行条件として昼間及び夜間のいずれの時

2 赤色のワッペン

な場合に貼付する 通行条件として夜間についてのみ通行可能

1

長さの算定は、申請車両の軌跡図を用い、

台の車両で空車状態と積載状態等により

附された条件が異なるため、 種類のワッペンを必要とする場合は、 色を異にする二 二種類

のワッペンを貼付すること。

4 許可についての注意事項

7 窓口において交付される。 (注許可の前提を欠く下記のような場合は、 許可証は申請書を提出した道路管理者の

無許可走行となる。

a 有効期限を超えての通行。

b 申請経路以外を走行した場合。

物の特殊性に基づき許可を受けた場合) 申請と異なる貨物を積んだ場合。(貨

С

申請車両以外の車両を用いた場合。

d

その他

# 超寸法及び超重量車両の取扱い

の管理する道路について、それぞれ審査を行うこと。 を超える車両を超寸法車両という。これらの車両に 係る通行許可申請については、各道路管理者が、そ 1 算定要領による許可限度寸法及び許可限度重量 許可限度寸法の算定

方法による。 幅及び高さの算定は、算定要領に準じた

算定要領に準じた方法による。

2 許可限度重量の算定

7 た方法による。 許可限度重量の算定は、 算定要領に準じ

法により、詳細検算を行わせ、その内容を 該通路経路について、算定要領に準じた方 十分検討の上、審査の参考とすること。 許可限度重量の算出に関し、 申請者の当

要領のD条件による許可限度重量に、 乙を掛けて求めることができる。 アにかかわらず、許可限度重量は、算定

1

3 その他

ア <u>ځ</u> 審査に当たり、必要に応じ現地調査を行

1 出を求めること。 待避所の位置その他を詳述したもの)の提 詳細な通行計画書 審査に当たり、必要に応じ申請者に対し (通行時間、 誘導方法、

ウ を付す。 許可する場合は、 現地の状況により条件

a 夜間通行 (通行時間帯を定める)。

b に連絡車、誘導員等を配置する)。 特別の誘導方法を指定(誘導車のほ か

c の指定を行う)。 走行位置を指定 (橋梁等における位置

d 橋梁等の補強を行わせる。

> 51 95.4

道行セ

## 0

## 違

道 路 を通行する 車 声 Ö 幅 長さ等の

最高

限

(法第四 条の一

[七条第

項

条、

省令第 道路

通 条、

行させては

ならないとされている。

(法第四

第 度

一に規定)

超 ż る車両 令第三

は

r

項

#### 反 の 内容

シ車両諸! 元

0

1

条件違

反

これらの道路

法違

反には、

次のような態様がある。

者が、

道路の構造の保全及び交通の危険防止上必

法等で定める最高限度を超

ż

法第四七条の

二第

項の

規定に

基づき道路

管

要な条件を付して、

〈具体例〉

徐行条件に違反して、

徐行

せ

ずに

特

を配置

せずに車両を通行させ

た場合 誘導

誘導車配置条件に違反し

て

殊車両を通行させた場合

指定され

た通行時間と異なる時間

殊車両を通行させた場合

違反して特殊車両 車両の通行を許可

を通

行させた場合をいう。

した場合にお

ķ

ż

その

シ条件

1

両の通行許可を受けているが、闰申請書の内容と受けずに特殊車両を通行させた場合、及び特殊車 に場合をい 法等で定める最高限度を超える 両制限令違反 具体的には特殊車両の通行許 車両 にを通 行

3 可

を

#### 特 殊 軍両 0 通 行許 可

-請した経路と異なる経路に 両を通行させた場 0

Ď

ζ

申

特殊車両 -請した積載貨物と異なる貨物を積 を通行させた場合

〈指導・取締りの全体の流れ〉

(重大事故等)

(常習者)

(指置命令違反)

車両側限令違反車両

拈 斌 從 佔

措 置 命 介

(聴聞)

許可取消し

損壊に係る重大事故

②措置命令に違反する者

①許可の際付した条件に並反し,

死亡重傷等の事故あるいは道路

①法第 47 条第 2 項に違反する車両 ②法第 47 条の 2 第 1 項の規定に基づき

道路管理者が付した条件に違反する車

・ 違反の程度が軽微であり、措置命令をす

①重量等の軽減などの措置又は許可を受け

②条件違反の場合,条件に適合させること 又は必要に応じ通行の中止等

①申限令に違反し,死亡重傷等の

事故あるいは道路損壊に係る重

刑 俳 佇 猚

大事故

②車限令違反の常習者

③ 措置命令に並反する者

(刑事訴訟法第 239 条)

る必要がない場合等

るまでの通行の中止等 (法第47条の3第1項)

〈具体例〉 á !の通行許可を受けているが、 なる内容で車両を通行させる場合がこれに該 を受け ずに 特殊

当

道行セ 95.4

割可能貨物を運搬した場合・申請し 載して、 行させた場合) た車両諸元を超えて、 (分割不可能貨物で許可を得て、分 特殊車両を通行させた場合 特殊車両を通

## 3 措置命令違反

必要な措置命令(通行中止、 四七条の三第一項の規定に基づき道路管理者が行っ した場合をいう。 ①又は②の違反を行っている者に対して、 道路構造の保全又は交通の危険防止のための 貨物分割等) に違反 法第

〈具体例〉上記①、 特殊車両を違法に通行させた場合等 して行った通行中止命令に違反して、 ②の違反を行っている者に対

(注) 成されるものである。 の審査が何等なされていないものであるため、無許可と構 通行の内容が異なる場合は、許可の前提を欠き、安全性等 両の通行について、申請内容から、道路の安全性等を審査 し、通行の許可を与えるものである。申請の内容と実際の 特殊車両の通行許可は、一般的に禁止されている特殊車

## 2 取締実務

的 特殊車両を違法に通行させている者に対して定期 設置するほか、 その他の車両計測機器を備えた指導・取締基地を 情を勘案して、 ける特殊車両の通行実態、 の危険を防止するため、その管理に係る道路にお 道路管理者は、道路の構造を保全し、 機動的な取締りを実施する必要がある 可搬式の重量計測装置を整備 沿道その他の適切な場所に重量計 道路の状況その他の事 又は交通

## 1 取締方法

等との合同取締りを実施し、総合的、 当たっては、 他の道路管理者、 求める等緊密な連携を図るほか、必要に応じ、 な指導・取締りを行うことが重要である。 道路管理者は、 指導・取締りの現場に警察官の立会いを あらかじめ所轄警察署等と調整 陸運局及び電気通信監理局 指導・取締りを実施するに 効果的

## 2 道路監理員

監理員をもって充てる必要がある。 取締りを行う際の現場責任者には、 第六項により、あらかじめ命じた道路監理員 取締りに係る権限は、法第七一条第五項及び に行わせることができるとされており、指導・ 道路管理者が道路の管理に際して行う指導・ 必ず道路

次の事項に留意する必要がある。 また、指導・取締りの実施に当たっては

1 腕章を着用すること。 七一条第七項に規定する身分証明書を携帯 路監理員に命じられている者は、 統一し、 指導・取締りに従事する職員は、 指導・取締りに従事する職員のうち、 「道路監理員 保安帽を着用すること。 建設省」等を表示した 必ず法第 服装を 道

## (3) 取締調書の作成

指導・取締りを行った場合においては、 取

> 取消処分を行うための根拠資料になるととも 述する必要がある。 資料に用いられるものであるので、 締調書を作成する。この取締調書は、 他の道路管理者への通報、 告発等の基礎 正確に記 許可 Ó

## 4 指導警告と措置命令

合においては、以下の措置を講ずる。 して車両を通行させていることが判明した場 規定に基づき道路管理者が付した条件に違反 規定に違反し、又は法第四七条の二第一項の を行う必要がないと認められる場合は、 指導・取締りの結果、法第四七条第二 違反の程度が軽微であり、措置命令処分

イ ずるものとする。 減等の措置が可能である場合においては当 該措置を、分割等が不可能である場合にお ては必要に応じ通行の中止等の措置を命 上記以外の場合において、 車両諸元の軽

導警告を行うものとする。

指

#### 3 その他

1 もに、新たに違反者に対して、 過積載車)に対する罰則等が強化されるとと 行)により、 道路交通法の改正 道路交通法の取締りとの調整 制限積載重量違反車 (平成六年五月一〇日施 当該車両に係 (いわゆる

守して運転させることに支障がないと認める 案して当該車両を警察官が指示した事項を遵 ることとなった。 の必要な措置をとることを命ずることができ を指示し、 ときは、 る過積載の程度及び道路又は交通の状況を勘 通行の区間及び道路等の必要な事項 過積載とならないようにするため (通行指示書の交付

調整を行う必要がある。 官が行う通行指示との整合を図るよう、十分 いては、 このため、 道路管理者の行う措置命令と警察 所轄警察署等との合同取締りに

## 取締り結果の通報等

当該道路管理者に違反事実について通報す 両の通行許可を与えている場合においては、 るものとする。 た場合において、 指導取締りを行った際に道路法違反があっ 他の道路管理者が特殊車

理者は、 路管理者が付した条件に違反していると認 又は法第四七条の二第一項の規定により道 行うとともに、 められる者については、 するとともに、常習的に法第四七条第二項 この場合において、 の手続きを執るものとする。 違反事実について許可台帳に記載 所轄警察署と協議のうえ告 通報を受けた道路管 許可の取り消しを

1

自動計測装置、

固定式軸重量計等により

ては、 反者リストを作成するものとする。 無人により取締りを行っている場合にお 車両番号等から違反者を特定し、 違 b

者リストを作成するものとする。 締りを行った場合の調書についても、 常習的に法第四

する。

これらの場合において、

また、警察等との合同ないし単独での取 違反

察と協議のうえ告発の手続きを行うものと 局に行政処分方依頼するとともに、 ていると認められる者については、 定により道路管理者が付した条件に違反し 七条第二項又は法第四七条の二第一 所轄警 陸運支 項の規

(ア) の場合 許可車両の場合 <悪質者> 遊 取 許可台帳に記載 収 反 取締調書作成 が消し 綌 車 両 ŋ 許可管理者へ通報 告発 無許可車両の場合 指令命令 許可台帳に記載 処 分伙 賴 累犯者リスト作成

(イ) の場合 取消し・告発・処分依頼 違反車両 累犯者リスト 計 <悪質者> 测 警告書等

## 許可の取り消し

## 1 取り消し事由

消すものとする。 下記に該当する場合においては、当該許可を取り 特殊車両の通行許可を与えていた場合において、

を発生させたとき。 を発生させたとき。 を発生させたとき。 を発生させたとき。

規定による道路管理者の命令に違反したとき。せている者に対する法第四七条の三第一項の管理者が附した条件に違反して車両を通行さ法第四七条の二第一項の規定に基づき道路

ィ

などの条件に違反することをいう。 た条件に違反するときは、許可の際現に附した条件に違反するときは、許可の際現に附した条件に違反は 法第四七条の二第一項の規定に基づき道路管理者が附し

## 4 取り消し手続

特殊車両の通行許可を取り消す場合においては、特殊車両の通行許可を取り消す場合におい、相別ない。(なお、行政手続法(平成五年法律第八らない。(なお、行政手続法(平成五年法律第八らない。(なお、行政手続法(平成五年法律第八時別は行政手続法に定められる手続きによいては、特殊車両の通行許可を取り消す場合においては、

## ① 聴聞の通知

道路管理者は、聴聞を行うにあたっては、

要がある。 期日、場所等を示した書面により通知する必て、取消処分の対象となる者に対し、聴聞の聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおい

## ② 審理の方式

を説明すること。

で聴聞調書に記載しておくことが必要である。を聴聞調書に記載しておくことが必要である。また、当事者等に対して、質問及び意見をまた、当事者等に対して、質問及び意見を

## 処分理由等の提示

3

行わなければならない。場合においては、処分の理由を示したうえで特殊車両の通行許可を取り消すこととした

## 罰則等

## 1 罰則の内容

# ① 一般的制限に関する違反

件に違反して車両を通行させた者に対しては、三を許可を受けずに、又は許可内容若しくは許可条二条の二)に定める幅等の最高限度を超える車両法第四七条第一項(令第三条、省令第二条、第

の懲役又は一○万円以下の罰金が科せられる。づく措置命令に違反した者に対しては、六月以下一号)。また、法第四七条の三第一項の規定に基一の円以下の罰金が科せられる(法第一○二条第

# ② トンネル、橋等の制限に関する違反

(法第一〇一条第四号)

下の懲役又は一〇万円以下の罰金が科せられる。違反して車両を通行させた者に対しては、六月以に、又は許可内容に違反して若しくは許可条件にに、又は許可内容に違反して若しくは許可を受けずい。橋、高架の道路等でその道路標識に表が道路標識によって通行を禁止又は制限しているが道路標識によって通行を禁止又は制限している法第四七条第三項の規定に基づき、道路管理者

# ③ 幅等の個別的制限に関する違反

(法第一〇三条)

ては、二〇万円以下の罰金が科せられる。も措置命令に違反して車両を通行させた者に対し制限基準を超える車両を通行させている者に対す法第四七条第四項の規定に基づく幅等の個別的

# ④ 特殊車両通行許可証の備付け義務違反

(法第一〇二条第二号)

者が道路標識によって通行を禁止又は制限してい又は法第四七条第三項の規定に基づき、道路管理二条の二)に定める幅等の最高限度を超える車両法第四七条第一項(令第三条、省令第二条、第

が科せられる。 可に係る通行中、当該許可証を当該車両に備え付 道路管理者の特殊車両の通行許可を受け、当該許 けていなかった者に対しては、三〇万以下の罰金 表示されている制限値を超える車両の通行に関し、 るトンネル、橋、高架の道路等でその道路標識に

又は法第四七条の二第一項の規定により道

道路法第四七条第二項の規定に違反し、

路管理者が付した条件に違反して特殊車両

路損壊に係る重大事故を発生させたとき。

道路法第四七条第二項の規定に違反し、

を通行させ、

死亡又は重傷事故若しくは道

## 両罰規定 (法第一〇五条)

**罰則が科せられる外、その法人又は人に対して同** 関し、①~④の違反行為をしたときは、行為者に 用人その他の従業者が、その法人又は人の義務に に対して相当の注意及び監督が尽くされたとの証 従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務 様の罰則が科せられる。 ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

## 6

明があったときは、

その法人又は人については、

免責される。

使用人の使用者を含むものである。 認められる法人、法人の代表者、代理人の本人、 転者のほか、実質的に車両の運行を行っていたと た者」という表現が使用されているが、これは 「車両を運転した者」よりも広い概念であり、運 車両制限令違反の罰則には、「車両を通行させ

#### 2 告 発

## 1 告発事由

するときは、告発をしなければならない。』 いては、告発を行うものとする。 路管理者は下記に該当する悪質な違反者につ その職務を行うことにより犯罪があると思慮 告発をすることができる。 (刑事訴訟法第二三九条)とされており、 「何人でも、犯罪があると思慮するときは 官吏又は公吏は、 道

:	違反事 由	罰 則	適用条項
	<b>设制限違反</b>	30万円以下の罰金	法第102条第1項
措置命令違反	一般制限 橋梁等の制限 幅の個別制限	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 30万円以下の罰金 20万円以下の罰金	法第101条第5項 法第102条第5項 法第103条
橋沙	改等の制限違反	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	法第101条第4項
許可	可証不携帯	30万円以下の罰金	法第102条第2項
法人	<b>人</b> 両罰	各条の罰則	法第105条
注)	一般制限違反と	橋梁等の制限違反には、条件違反を含む	0

違反して特殊車両を通行させたとき。 三第一項の規定による道路管理者の命令に を通行させている者に対する法第四七条の 路管理者が付した条件に違反して特殊車両 又は法第四七条の二第一項の規定により道

常習として、法第四七条第二項の規定に

## 2 告発等の手続き

特殊車両を通行させたとき。

により道路管理者が付した条件に違反して 違反し、又は法第四七条の二第一項の規定

るものとする。 いては、当該管理者に告発を行った旨通報す た特殊車両の通行許可を有している場合にお と十分調整を行うとともに、 また、告発する者が他の道路管理者が行っ 告発を行うにあたっては、 適用条文を明記して行うものとする。 事前に所轄警察 相手方、告発理

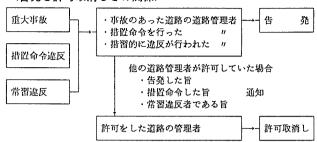
タ、取締調書等違反事実を証明する資料を体 系的に収集・整理しておくことが必要である。 なお、告発を行うに際しては、軸重違反のデー

の他

(捜査協力、

資料提供など

#### 〈告発と許可取消しとの関係〉



必要な資料の提供を積極的に行うものとする。轄警察署あるいは陸運局との連携を図りつつ、協力あるいは行政処分の依頼の観点から、所告発要件に満たない場合においても、捜査

## あとがき

守る 皆様の業務の参考となれば幸いです。 前に特殊車両通行許可業務を行っている係り等に 道路構造上運搬できない路線もありますので、 通行許可制度についての概要を書いてきましたが 理解する必要があります。 また今後、 車 唯一 両制限令や特殊車両通行許可制限 の行政のため、 橋梁の設計や積算される場合に 道路にかかわる総ての このため、 は 特殊車両 道 は 路 事

相談をしてください。

(おわり)

## 中山道を自然と 歴史とロマンの道に



央部の大宮市、上尾市、伊奈町

大宮土木事務所は、埼玉県中

地に「さいたま新都心整備事業

では現在、

旧国鉄大宮操車場

#### 埼玉県大宮土木事務所 雨宮 恒夫

# | 埼玉県内の中山道 | 群馬県 | 栃木県 | 茨城県 | 次城県 | 海和宿 | 上尾宿 | 千葉県 | 大宮宿 | 浦和宿 | 東京都

中山道の宿場町として発展して

忍ばせる建築物も多く残されて

市の氷川神社をはじめ、

歴史を

きたものであり、

沿道には大宮

一の商業都市である。大宮市内とおり、人口約四二万人の県内随に知長の一方面からの交通の要衝となっての、最南の大宮市は東北、上越国の大宮市は東北、上越国の大宮市は東北、上越国の大宮市は東北、上越国の商業都市である。大宮市内と

**玉** 街の様相を変えようとしている。 事 内の中心を南北に貫いているの 近となっている。 転する。 度には建設省関東地方建設局な が進められており、平成一一年 この大宮市を通り、当事務所管 との政令指定都市化への動きな 「さいたま新都心」の出現も間 当事務所管内の市町は、 ・が進められており、「彩 「中山道」 大宮市周辺の市町は急激に 国の一〇省庁一七機関が移 さいたま」の象徴となる 今、急ピッチでその工 近隣市

道路の片隅に追いやられ、忘れなど、その多くはアスファルトたであろう路傍の道標や庚申塔し、旅人達を励まし、勇気づけし、旅人

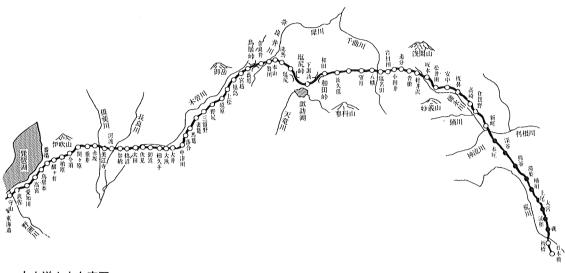
去られようとしている。先人達が心血を注いで整備し、受け継が心血を注いで整備し、受け継が心血を注いで整備し、受け継が心血を注いで整備し、受け継のがでは「彩の国・平成の道標づらり」と称したポケットパークの整備を推進している。この紙面をお借りしてその概要について紹介したい。

## 「中山道」について

いう。 州道中、 川を渡り、 定められた慶長七年(一六〇二 戸幕府の伝馬制と駄賃の制度が 五街道 を起点として、戸田の渡しで荒 年)とするのが一般的であると ひとつであり、その成立は (群馬県)、木曽 (長野県)、 中山道は、江戸を起点とする (岐阜県) を経て草津 その道筋は、 (東海道、 甲州道中、 本県内を通り、 日光道中、 中山道) 江戸日本橋 高崎 関 江

県)で東海道と合流するまで原(中国男)を兼て書き(※

58 道行セ 95.4



中山道六十九宿図

あったことが想像される。 四宿場があり、 には大宮、上尾、桶川、鴻巣の 境まで、約二一里およそ八○㎞ 田の渡しから上野国(群馬県) である。その内、当事務所管内 大変な賑わいで

二九里一〇町八軒、 通路ともなるものであった。 下の台所である大阪を直結する ○㎞に及ぶものである。 ものであり、また、西日本への およそ五〇 中山道 天

塚が築かれ、 のがある。 先人達の知恵には驚かされるも の非常食となるよう柿などの果 された。また、道筋には、旅人 旅人達の案内と旅程の目安とさ れ、馬や籠の賃銭算出にも利用 街道の両側には、一里ごとに 薬用となる木が植えられ 塚には榎を植えて 旅の厳しさと

## 管内の宿場町の現況

埼玉県内の「中山道」は、 かつて旅人達で賑わった中 Ħ



氷川神社一の鳥居(大宮市)

山道も、 や庚申塔なども道路の片隅に追 建て替えられ、 忍ばせる趣のある民家は徐々に 路に中小の商店が並ぶやや活力 もれている現状にある。 物も残されているが、中山道 社や旅籠、 に欠ける街並となっている。 いやられ、電柱や看板の陰で埋 七号に譲り、 今は主な交通を国道 本陣跡など古い建築 石づくりの道標 狭い道

#### 大宮宿

**籠**二五軒、 宿泊施設) 設) 一軒、 六町 大宮宿は江戸日本橋から七里 (約三○㎞) 九軒があり、 脇本陣(下級武士の 本陣(大名の宿泊施 にあり、 当時の 旅

庚申塔と馬頭観音等(上尾市)

馬頭観音、 お女郎地蔵、 現在は氷川神社の一の鳥居、 庚申塔等が残されて 本陣、 脇本陣跡、

人口は一、五〇八人であった。



上尾宿

大宮宿から北へ二里。

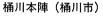
旅籠四

路傍の地蔵菩薩(大宮市)

茂神社、 観音、庚申塔等が残されている。 軒 人口は七九三人、現在、 本陣一軒、 紅花問屋須田家、 脇本陣三軒が 馬頭 加

#### があり、人口は一、四四四人。 三六軒、 在は桶川本陣、 上尾宿から北へ三四町。 庚申塔等が残されている。 本陣一軒、 竹村旅館、 脇本陣二軒 石重 旅籠 現





旧石重旅館 (桶川市)

#### 遺産である中山道を、 が求められている。 徴を生かした個性的な街づくり 現代の街づくりは、 中山道を自然と歴史と口 マンの道に 貴重な歴史 街づくり 地域の特



脇往還との分岐点の庚申塔(鴻巣市)

## 鴻巣宿

ている。 旅籠五八軒、 蔵造りの民家、 軒があり、 桶川宿から北へ一里三〇町。 現在は人形店、 本陣一 人口は二、 庚申塔が残され 造り酒屋、 軒 二七四 脇本陣

ディスカッションでは、 道を自然と歴史とロマンスの道 室の職員の皆さんによるパネル 市二町の街づくりや市町史編纂 講演をお願いし、また、沿道五 史の道・中山道」と題した基調 県立博物館の加藤功先生に「歴 開催した。シンポジュームでは、 に」と題したシンポジュームを の日」(八月一〇日) に、「中山 のか。当事務所では昨年の「道 ろうとしている中山道の文化遺 性化を図っていくのか。消え去 の中でどのように位置付け、 どのように保存してい 今後の

平成の道標づくり彩の国・

シンポジウムでの提案から、

することとした。国・平成の道標」の整備を推進国・平成の道標」の整備を推進

「彩の国」とは平成四年度に 学おりおり彩りのある本県が、 多彩な分野で発展する姿を現し たものである。「平成の道標」 も中山道の街並に彩りを添える ものであり、今後、交差点部や ものであり、今後、交差点部や

## 北本宿・平成の道標

中山道整備のあり方や、

失われ

つつある道標等の保存、

また、

里塚的なポケットパークを整

**1や、歴史的景観づくりを中山道の歴史や文化遺産** 

板や、 ラックライト の道標を設置し、中山道や市内 平成の道標」と刻まれた御影石 Ļ ごみ箱を整備したものである。 の史跡、文化財を紹介する案内 夜間は、デザイン照明灯からブ て整備したもので、面積は三 m。「中山道北本宿 市道交差点の余剰地を利用し 幻想的な演出をした。 木製のベンチ、格子柵、 (紫外線) 彩の国 を照射 完成

図ることなどの貴重な御意見を

の案内や、

いただいた。

なり、落ちついた町の雰囲気を後は高齢者などの憩いの場とも

ら好評をいただいている。演出するなど、地元の人たちか



「彩の国・平成の道標」(北本市)

## 上尾宿・平成の道標

の三月に完成したものである。 面積は約二〇㎡。中山道の道筋 市道交差点の余剰地に、 今年

る当地特有の魔除である鐘馗様 根には上尾市内の民家に見られ る案内板に瓦の屋根をつけ、 屖

や市内の史跡、 文化財を紹介す

> の木や、市の花であるつつじを 人の非常食にもなったという柿

を乗せた。街路樹には、

世、

旅



道が発達する過程で生まれた

な遺産であり、 のではないだろうか。 について考えてみる必要がある 要性から合理的に置かれたもの 通行する人々の安全と利便の必 里塚や、 中山道は、道そのものが貴重 これら付属施設の重要性 現在の道路整備におい 並木、 道筋に点在する 宿駅などは、

植えて、鳥や蝶が集い、人々が憩 ような場となるよう望んでいる。 コミュニティの輪が広がる

## おわりに

認識され、 馬の時代から重要な施設として を果たすものであった。道は人 海道の迂回路としてもその機能 を結び東海道の裏街道ともいわ 中山道は、江戸と京都、 災害等の事変の際には、東 整備されてきたので 大阪

> 和は、 存していかなければならない。 本陣や寺社等の建築物、一里塚、 歴史遺産の保存と開発との調 石仏などとともに大切に保 街づくりの大きなテーマ

尊重しながら、 であり、今後とも地元の意見を 整備をしていかなければならな いと考えている。 この歴史街道の



## 会津の道を訪ねて



膏野 福島県土木部道路維持課主幹兼課長補佐

光男

等に伴

高速交通体系の整備

着実に進み、

「みちの

<

今ではすっかり消えています。 〜奥)」という暗いイメージが

太平洋

里越など「○十里越」

と名の

〈八十里越(一般国道二八九号)〉

会津地方には八十里越や六十

通

や、

昨年の福島空港の開

港

貫自動車道、

常磐自動車道

の開

は、近年、東北新幹線

東北

東北の南の玄関口である福島

福島県内の主な道路 (会津地方を中心にして)

(大峠道路) 土湯道路 》 宫城県 山形県 至仙台市 **亚仙台** (八十里越) 相馬市 新潟県 会津若松市〇 浜通り 会津地方 **平新潟市** ~®∫ 绪苗代湖 F<sub>W</sub> , W (下田村) 郡山市 Ø 至柏崎市 戸通り 耐鄉村 HI SAFT 至柏崎市 栃木県 【 群馬県 〈 駒止峠 〉 ( 茨城県

隈 なる三つの地方 お 県は南北に走る奥羽山脈と阿武 膨大な延長があります。 位の約三万七、 な面積を有し、 b Ш 地 風土的にも歴史的にも異 により地域が分断され 100 km 道路は全国第七 「浜通り」 また当 という

福島県は全国で第三位の広大

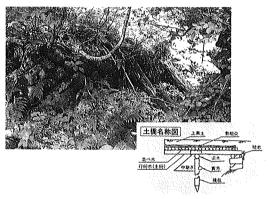
くありますが 通 で会津地方の道につい つか紹介してみます 県内の道にまつわる話は数多 り」「会津」に分けられます。 今回は、

うことができます。 部家の古文書が残って の昇り口、 として、 潟県の下田村を結ぶ重要な路線 とって実際の距離よりも一○ 末期までは福島県の只見町 名称がついたと言われています。 んでした。 、時代の人々の暮らしぶりを伺 道路があります。これらの の峠越えの様子が の道のりに感じられたこと は途中に難 八十里越は江戸時代から明治 このように 旅人や物資の交流 叶津には、 八十里越への只見側 所が多く、 里を十里と呼ぶ 猫か ぉ 名主長谷 旅人に n þ かず ٤ 江 往

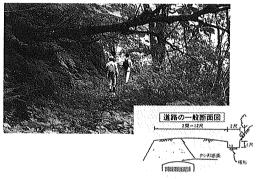
かし、大正三年の岩越 鉄

单





沢筋に残る土橋の残材に当時の栄華が偲ばれます。



櫛の歯に模して作られた道も、今は人一人やっと通れる 状態です。

現在の八十里越

八十里越叶津口番户 福島県指定重要文化財 旧長谷部家住宅

叶津番所のパンフレット

伴い久しく「けもの道」同然と れた長岡藩の敗走の道となった 有名な話は戊辰戦争で官軍に敗 長岡藩の家老、河井継之助は この八十里越にまつわる最 司馬遼太郎の歴史小説 この八十里越が舞台 人一人がやっと通

番所の近くの塩沢の地におい です。河井の終えんの地、 四二歳の若さで息を引き取るの 延びますが、傷が悪化し、 ようやくのことで只見に落ち 塩沢 叶津

が、 がらも再起を計らんとして、 十里越を通り会津に向かいます 途中でわが身を自嘲して次 足に重傷を負い

の句を詠じています。

「八十里

腰抜け武士の

長岡落城後、

(現在の磐越西線)

や近年

モータリ

ゼー

ションの発達に 開通 とになります。 久しく絶えていた奥越後と会津 域的交流が促進されるとともに、 首都圏を結ぶルートとしての広 消されれば、福島県・新潟県と 務所が、アプローチ部の約九㎞ 北陸地方建設局長岡国道工事事 住民の待望の夢が実現されるこ の結びつきが再び可能となり、 れぞれ施工しています。 は福島県と新潟県の両県が 改良工事が進められ、 二㎞は直轄代行として建設省 この八十里越の交通不能が解 峠部の約 そ 石積、 崩 在検討されています。 も通ります。 これらのことから、積雪や雪 部

河井記念館のパンフレット

河井継之助終えんの地 塩沢 福島県南会津郡只見町大字塩沢

達します。またこの路線の周辺 地帯で、警戒積雪深は二八〇 は風光明媚な自然が豊かにあり 積雪深は時には三mから四mに 只見町は全国でも有数の豪雪 越後三山只見国定公園内 cm

として整備し保存することが現 かろうじて往時の面影を残して 施工が行われています。 います。この旧道を「歴史街道 いて十分考慮した計画、設計 旧道では当時の小屋、 及び自然環境への影響につ 土橋等の跡が確認でき、 茶屋、

## 〈駒止峠 (一般国道二八九号)〉

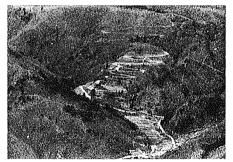
には「河井記念館」が建てられて

おり往時を偲ぶことができます。

さて、この八十里越には現在

群馬県の沼山から尾瀬に入り、 れますが、その後、落ち延びて 位頼政卿の勧めにより平氏討伐 四年(一一八〇年)の春、 村境に駒止峠があります。 結ぶ国道二八九号(旧道) この峠を通ったという伝説があ の兵を挙げられた高倉宮以仁王 南会津郡の田島町と南郷村を 宇治川の戦いで平清盛に敗 治承 の町

歩を止めたという故事にならっ その時、 峠路が険しく、 駒の



一の難所といわれた

旧国道289号の駒止峠

帳されているという情報を耳に りますし、宮床、宮沢、京路崩、 巡査を摘発のため派遣させます。 した若松警察署は、 郷村大字山口で大きな賭博が開 ています。明治一四年の冬、 巡査佐藤大吉殉職の墓標が建っ 口にある松林のふもとに福島県 んだ地名が数多く残っています。 姫川など、高倉宮以仁王にちな は高倉山という山がたくさんあ 言われています。現在、会津に て後の人が駒止峠と名付けたと 南郷村大字東、駒止峠の登り 若い二人の

冬の駒止峠を行く逓送隊

なってしまいました。目、ようやく救出されるものの、目、ようやく救出されるものの、の助止峠に閉じ込められ、三日のかに佐藤巡査は帰らざる人に

昔から物資の輸送はすべて人

までは、 、かつて何人かの尊い犠 が多く、かつて何人かの尊い犠 が多く、かつて何人かの尊い犠

「これよりさき雪崩危険 お方さまは、山口局より 通信電話にて御家族様へ」 まさに命がけの峠越えであっ

上車のキャタピラーが宙に浮

田和三一年一二月一五日から野山峠で全国初の雪上車による野便運送が開始されますが、一郷で運送が開始されますが、一切では、雪上車「銀嶺号」が転

この事故を題材として昭和四 三年に曾野綾子が短編小説『只 見川』を書いていますし、『桐 の花咲く里』と題して若尾文子 主演の映画や芝居にもなったり して、一時この事故が全国的に して、一時この事故が全国的に この小説の粗筋を簡単に紹介し

にかし、猛吹雪の中、一瞬雪 といし、猛吹雪の中、一瞬雪 にかし、猛吹雪の中、一瞬雪 にかし、猛吹雪の雪上車に乗 なった妻、小雪は矢も盾もた なった妻、小雪は矢も盾もた なった妻、小雪は矢も盾もた なった妻、小雪は矢も盾もた なった事、小雪は矢も盾もた なった事、小雪は矢も盾もた なった事、小雪は矢も盾もた なった事、小雪は矢も盾もた なった事、か雪は矢も盾もた なった事、か雪は矢も盾もた なった事、か雪は矢も盾もた なった事、か雪は矢も盾もた

下敷きとなって帰らぬ人にを目前にして小雪は雪上車のき、沢へ転落し、夫との再会

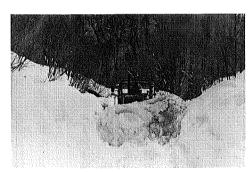
このような魔の峠にも昭和四

なってしまいます。

ずか三○分で結ばれることになが開始され、冬の足が確保されが開始され、冬の「陸の孤島」はに昭和五七年一一月一二日、住に昭和五七年一一月一二日、住たの長らくの悲願であった駒止たの長らくの悲願であった駒止たが開通し、冬の「陸の孤島」はが開始され、田島と山口は車でわが開通し、冬の「陸の孤島」は

少ないと思います。 ネルが生活を一変させた事例はりました。これほど一本のトン

変更して完成させたものです。 変更して完成させたものです。 この駒止トンネルは道路トン にはの創始者ラブセビッツ博士 に法の創始者ラブセビッツ博士 の愛弟子ハックル氏が主宰する がオコンサルタントの現地指導 などを受けながらナトム工法により掘 がオコンサルタントの現地指導



旧国道289号駒止峠の除雪状況(昭和40年代)



待望の駒止トンネルの開通

(昭和57年11月12日)

排他性や頑固さや人情の濃さを 意味しています。 というもので、会津地方独特の 泣き、最後に別れの辛さに泣く という諺があります。会津に初 にくさに泣き、次に人の善さに めて来た人は会津人の取っつき 会津地方には 「会津の三泣き」

らした人にとっては、この思い 峠を越えて何年間かこの地に暮 るわけですが、特に初めて駒止 もこのような体験を共有してい 強いものになっています。 会津地方に赴任した人は誰で

ています。

〈土湯道路(一般国道一一五号)〉

地方をつなぐ唯一の重要な道路 て文献に登場するのは文治五年 でありました。土湯道路が初め を結ぶ国道一一五号は昔から両 『東鏡』に土湯道路を越えたこ (一一八九) で、当時の記録 福島市と会津地方の猪苗代町

幡太郎義家も通ったという伝説 また古くは坂上田村麻呂や八 とが記されています。

江戸時代当時の土湯道路

直轄代行として建設省東北地方

を含む約二〇㎞の改良工事

內

(L=三、三六〇m)

路改修が行われてきていますが、 来幾度かの改修工事が記録され 近年では寛文二年(一六六二)、 通ったという話も残っています。 賀の国を経て会津からこの道を 経が「みちのく」に逃れた時、 会津藩による改修に始まり、以 もありますし、 土湯峠においては古くから道 文治の昔、 加

の開通式、

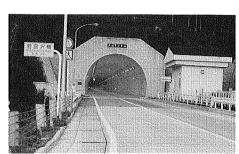
〇月一

三年に竣工、 時地元紙『福島民報新聞』 模な改良工事に着手し、昭和一 昭和に入り、 開通します。この 昭和七年、 は 大規

文体です。

す積雪のため交通途絶を余儀な くされておりました。 また冬期の五カ月間は三mを越 しかしこの道路は規格も低く、 役割を果たし続けております。 プンします。土湯峠は、このス て磐梯吾妻スカイラインがオー 本格的な山岳観光有料道路とし カイラインの会津側入り口にあ このため昭和五五年から土湯 昭和三四年、 観光道路としても大きな

光道路開通記念」と題して次の ように報じています。 時代の流れを強く感じさせる の大工事。道路開通で現出す 半を短縮した、五十八萬余円 交通史上画期的転換」 る吾妻高原の大温泉郷 「全山紅葉に燃えてけふ待望 五日付で「吾妻裏磐梯観 約五十キロ二時間 日本で初めての 県下 に第 担当)に着手し、 建設局福島工事事務所が五 (ELECT) 期延長約



平成元年9月に開通した土湯トンネル



を極力少なく 橋梁形式を採 用した東鵜川橋

平成元年九月 畑について km

内を通る、豊かな自然に囲まれ ての供用ができるようになりま 開通となり、 る影響を極力少なくするような た路線であり、 この道路は磐梯朝日国立公園 待望の年間を通じ 自然環境に与え

に有利であるとともに、

国立公

を小さくすることができ経済的

造です。

この構造は橋脚の規模

チ作用を利用したユニー

-クな構

された九径間連続曲線のPC箱 桁橋であり、水平面内でのアー 横向大橋は全国で初めて施工 ます。

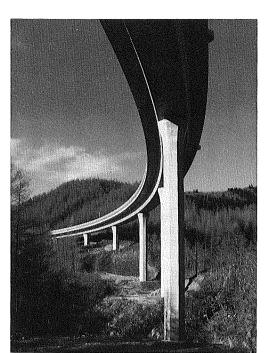
三〇基のITVカメラなど最新 を通過するため、 優れたものです。 園内の山肌を痛める度合いを最 の管理機器を備え、二四時間体 小限に抑え、 対して十分な注意が払われてい また標高一、 土湯道路管理事務所では 景観的にも非常に 一〇〇mの高所 積雪や吹雪に

などしています。

したタイプの橋梁を取り入れる

構造を採用したり、

景観を考慮



全国で初めての 9 径間連続曲線 PC 箱桁の 横向大橋

六㎞の工事が進められています しては防雪柵の他に、 い完成が強く望まれています。 せる工法を採用しています。 珍しい橋梁にシェルターをかぶ 制を敷いていますし、 現在は残りの第二期分延長約 地域の住民からも一日も早 吹雪に対 全国でも

明治

一五年、

福島県令の三島



道路を常時監視してい る ITV カメラ



ータリー車による除雪状況

のは明治になってからです。 がありますが、これはいわゆる 平成四年八月に現在の快適な山 的な幹線道路です。 至る総延長二三〇㎞に及ぶ広域 の米沢市から栃木県の益子町に 道路が国道一二一号で、 して天正時代に開かれた旧街道 岳道路として開通しました。 福島県と山形県の県境部にあり、 〈大峠道路(一般国道一二一号)〉 「間道」で、「本道」となっ 福島県の会津地方を縦貫する 会津盆地と米沢を結ぶ道路と 大峠道路は 山形県 た



シェルター付きの西鵜川橋

通庸は会津若松を起点とする

「会津三方道路」の開削に着手

街道です。しかし、その工事の

しますが、

その一つがこの米沢

年八月竣工し、

以来、

若松と米

も民衆の血と汗により明治一

七

このような反対に会いながら

いくことになります。

と真っ向から衝突し、

「喜多方

「福島事件」と発展して

に沸き上っていた自由民権運動

であったため、

当時、

会津地方

などという極めて強権的なもの 銭の割合で代夫賃を負担させる つ二年間服役することや、

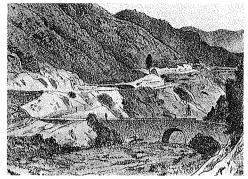
服役

名について毎月一 一五歳以上六〇歳以下

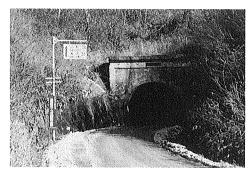
日ず

沢を結ぶだけでなく、

しない場合は男一五銭、



明治17年8月に開通した「三島新道」 (耶麻郡字根小屋の谷に架かる石橋より北に大 峠を望む図)



旧国道121号大峠トンネル

第一 路となりました。 の緊密な交流が復活するととも は車で約一時間で結ばれ両地方 路が完成し、 の両県がそれぞれ工事を行 冬期間も安心して走れる道 期分について規格の高い道 喜多方市と米沢市

> 津地方に是非お出で下さい。 名な喜多方をはじめ福島県の会

より、 長い閉鎖に入るなどのハンデに 通 この道路の価値が下がり、 羽本線) われ衰退の一途をたどることに ものの、 後幾度か道路の改修が行わ 米沢を結ぶ奥羽鉄道 しての役割を果たし続けます。 山 国道一三号、 かし、 及び冬期は半年にもわたる 秋田を結ぶ重要な道路と 大峠道路はにぎわ 西吾妻スカイバ の開通によって急速に 明治四二年、 栗子トンネルの開 (現在の奥 福島と いが失 その れる 1 B

関東圏と なります。

平成4年8月に開通した大峠トンネル

アプロー 国道工事事務所 良工事に着手し、 畑は建設省東北地方建設局郡山 い延長を持つ大峠トンネル このため、 九四二 チ部は福島県と山形県 m 昭和五四年から改 (直轄代行)が、 を含む約二五 県内で一番長 Î

> どうぞ、 この道 と「蔵」 路 を通 の街で有 つ T



「蔵の街」喜多方市



今話題の喜多方ラ

	Ō
	•
	圆
	0
	•
	阅
ĺ	•
	B
l	•
	畴
ĺ	•

	世界の功多		国内の助き		首各亍汝の助き
	1	1	1	3	] 
2 28	○中国国家統計局発表の経済統	2 24	○政府が閣議で当面の特殊法人改革案を決定した。一四	3 10	○大分自動車道 (日田IC~玖珠IC) 二四・七㎞開通。
	の外資導入額は、三三八億ドルで、前年に比べて二二・		法人を七法人に統合するもので、原則として三年以内に	23	○「電線共同溝に関する特別措置法」成立(平成七年法
	八%増加した。また、同統計局は今年の国内総生産(G		実施することになり、関係省庁は組織改革や人員配置に		律第三九号)。
	DP)について、前年比一○%の伸びを見込んでいると		着手する。		
	発表した。昨年の一一・八%成長に比べると、わずかな	28	○「国民の祝日に関する法律」の改正が、参院本会議で		
	がら減速の見通しとなっている。		可決、成立した。これにより来年から七月二〇日が「海		
3 6	○欧州連合(EU)の通貨委員会が、欧州為替相場安定		の日」として祝日となる。		
	制度(ERM)でのスペイン・ペセタの中心相場を他の	3 1	○大蔵省が二月末の外資準備高を発表。総額一、二五九		
	全通貨に対し七%、ポルトガル・エスクードを同三・五		億四、一○○万ドルで、一月末に比べて二○億七、六○		
	%切り下げることを決めた。最近のドル安、マルク・円		○万ドル増。これは一九九二年にドイツが記録した一、		
	高の急進に対応するためで、同委員会は加盟一五ヵ国の		二五二億ドルを上回り、世界最高記録。		
	金融当局者で構成している。	17	○経済企画庁発表の国民所得統計速報によると、一九九		
	○中国政府が全国人民代表大会に九五年度予算案を提出、		四年一〇~一二月期の国内総生産 (GDP) の成長率は、		
	国防費の二一・二%増を決めた。歳出全体の伸び率は約		物価上昇も差し引いた実質で、前期の七~九月期に比べ		
	一七%で、国防費の伸び率は、前年の二二・四%増に次		てマイナス○・九%となった一年ぶりのマイナス成長で、		
	いで高い。中国全体のインフレは、昨年二一・七%にの		個人消費の減が要因。この結果、九四年の実質成長率は		
	ぼっており、人件費や物価の高騰も影響している。		○・六%にとどまり、九四年度政府見通しの一・七%の		
			達成は不可能となった。		
		20	○東京都内の営団地下鉄日比谷、丸ノ内、千代田線の電		
			車内で、同時多発的に有毒ガスが発生、霞ケ関、築地な		
			ど、一六駅から多数の乗客、駅員らが病院に運ばれ、同		
			日中に六人が死亡した。警視庁は有毒ガスをサリンと断		
			定した。		
					The state of the s





復興の一日も早からんことを祈念いたします。 生から一か月たった二月一七日現在、死者五、 兵庫県南部を震源とする今回の地震は、 家屋の全半焼一 淡路大震災の写真と記事を特集する 被災地の皆様にお見舞を申し上げ、 行方不明 件 と言う戦後最悪の事態とな 人 一五万九、 負傷者三万四、 五四四棟 発 六

倒

n

横倒しとなった橋脚の太い柱それ

しはじめた。 とした被害状況を、

阪神高速の高架道路が連続して

ヘリを使って空から放映

から鉄筋がはらわたのようにはみ出している

のアナウンサーの声は連休の宿直明けをたた 奈良大阪と逐次被害状況が中継された。 京阪神の各放送局に切り換えられ、 念の為時計を見たら五時四七分。 る地震がありました」とアナウンスがあった。 然グラリと来た。 るNHKの早朝番組をきいていた。 初の三連休が明けた日であった。 た。 起こされたせ 途中ですが、 む私は枕許の小型ラジオで、 あの日・ と言うよりも中央との連絡は早いが …平成七年 五時四六分京阪神を震源とす ちょっと間を置いて 月 何となく生彩を欠いて 七日火は、 五時から始ま 地震速報は 東京近郊に すると突 滋賀京都 本年最 「番組 各局

> うな気配だった。 昼近くなって職場のテレビは神戸市を中心 らの中継がなかったのは不気味だった。 |互の情報が入って来ない手持無沙汰のよ 今にして思えば神戸放送局

次へと燃え拡がり、 夜間のヘリによる放映は真っ赤な火が次から のが生々しかった。 一、000人、 震度が六から七に訂正された。 夕方には死者行方不明者 また点々と飛び火する状

八一人、 援活動が本格的になり、 なく発揮した。翌一八日の新聞は死者一、 況を克明にうつし出し現場中継の迫力を遺憾 月 行方不明者一、〇一七人と報じた。 日になると自衛隊、 同時に死者の数も四 警察、 消防の救 六

臣が 地震を ベルでの災害対策本部が設置された。 ねいていた訳ではない。 九〇〇人余と増加した。 それにしても先般の青森県八戸市を襲った 被災地に急行したことは言うまでもない 「兵庫県南部地震」 勿論、 発生当日の昼前には と名付け、 政府も手を共 国政レ

だが……。

或いは救援金募集にまで使われた。 象になり得るのかと心配になったのであ た「兵庫県南部地震」はマスコミに無視され、 今回の大震災にしても、 るんだような、 である。 この地震名で、 「阪神大震災」の名はテレビ、新聞、 地震や津波の恐怖をオブ 代々受け継がるべき教訓の また民謡の一 発生直後に命名され 節にあるよう ラジオ、

に命名しなければならない、 神・淡路大震災」としたようである 発行のP・R誌など阪神大震災 にしておいてから、 酷な話しである。 もすくない方が覚えやすい。 これからの幾世代にわたり語り継がれるだろ 地震)としている。 ような命名をしても一 今回の大震災の名は、 その為にも名前の字数は一字でも一 とりあえず報道しやすい あとで人々が納得できる その後国は震災名を 向に支障ないと思うの 関東大震災と並 というのも随 地震発生と同 (兵庫県南 一字で

阪神大震災と言うのだと教えてくれる人が 震災名を阪神・淡路大震災 まで書いて来て、 報道名を

地震、

和感を持ったのは、

私一

人だけではなさそう

(既済)

一陸はる

か沖地震」

と言う名に漠然たる違

た。

5月号の特集テーマは「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」の予定です。

月刊「道路行政セミナー」

修:建設省道路局

発行人:中村 春男 道路広報センター

東京都千代田区一番町10番6 一番町野田ビル5階 TEL 03(3234)4310·4349 定価700円(本体価格679円) FAX 03(3234)4471

〈年間送料共8,400円〉

振込銀行:富士銀行虎ノ門支店 口座番号:普通預金771303

ロ 座 名: 道路広報センター